



東日本大震災に対する 労働基準行政の取組

～震災から1年～

平成 24 年3月

厚生労働省労働基準局

LABOUR STANDARDS BUREAU
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

東日本大震災に対する 労働基準行政の取組

～震災から1年～

—目次—

はじめに

第1 東日本大震災の被害等について

第2 東日本大震災への労働基準行政の取組について

第3 東京電力福島第一原発の事故と対応について

第4 今後の課題

第5 震災対応等に当たった職員の回顧録

《資料編》

資料No.1 東日本大震災の被害状況

資料No.2 東日本大震災の復旧・復興に関連する労働災害

資料No.3 東電福島第一原発での緊急作業の各種安全衛生関係指標

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した未曾有の大震災から、はや 1 年が経過しました。

震災直後に発生した大津波などにより、約 2 万人もの人が亡くなり、また行方不明となっており、今なお約 34 万人の人々が避難生活を余儀なくされています。

あの日、東日本の太平洋沿岸を襲った大津波が、次々に家屋をはじめ、あらゆるものをのみ込んでいき、被害は甚大なものとなりました。また、東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）では、放射性物質が広範囲に放出されるなど、我が国が、かつて経験したことのない重大な原子力事故が発生しました。

さらに、原発事故の影響、電力需給の問題から、東日本地域を中心に、電力使用制限の下、夏期には計画停電が実施される等、企業の生産活動や、国民生活に甚大な影響が及びました。

こうした状況の中、労働基準行政職員は、震災直後から、震災による被害の状況や原発事故の状況等の情報収集を行いながら、政府の一員として、被災者支援のため、直ちに対応すべき様々な課題に対し、1つ1つ対応してまいりました。

労働基準行政は、労働者保護の理念の下、労働条件の確保、労働者の安全と健康の確保、被災された労働者への労災保険給付を通じた社会援護等を行っており、このたびの震災では、①被災者支援のための各種相談対応、②労災保険給付や未払賃金立替払に係る請求対応、③復旧工事等の労働災害防止、④原発事故収束のための緊急作業従事者の放射線障害防止等の健康確保、⑤電力需給問題への対応、⑥労災病院や産業医科大学（労働基準局所管の独立行政法人の施設等）の医師の派遣等による医療救護活動等、様々な取組を行いました。

被災地域の労働局や労働基準監督署の職員は、家族や自らも被災する中で、その使命と職責を果たすべく、不自由な執務環境の中で業務に精励するとともに、こうした被災局を支援するため、全国のネットワークを活かし、厚生労働省や全国の労働局からも職員を応援派遣する等、労働基準行政を挙げて、この国難に対応しました。

今振り返れば、混乱の中で、諸課題に対し、概ね迅速・的確に対応できたと思う反面、反省すべき課題等も散見される状況ではありますが、これらを糧にして、引き続き、被災地の復旧・復興のため、尽力するとともに、真に国民の期待に応えられる、行政の運営を図っていく必要があります。

この記録は、将来の労働基準行政の運営に活かすべく、この1年にわたる、震災に対する労働基準行政の取組を記録として残すこととしたものであり、今後の行政活動の記録として何らかの参考資料となれば幸甚に存じます。

最後に、震災で、亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災地域の1日も早い復興と、被災者の皆様の生活再建を祈念致します。



被災地（宮城県名取市）に咲く復興桜

「写真提供：名取市観光協会」

第1 東日本大震災の被害等について

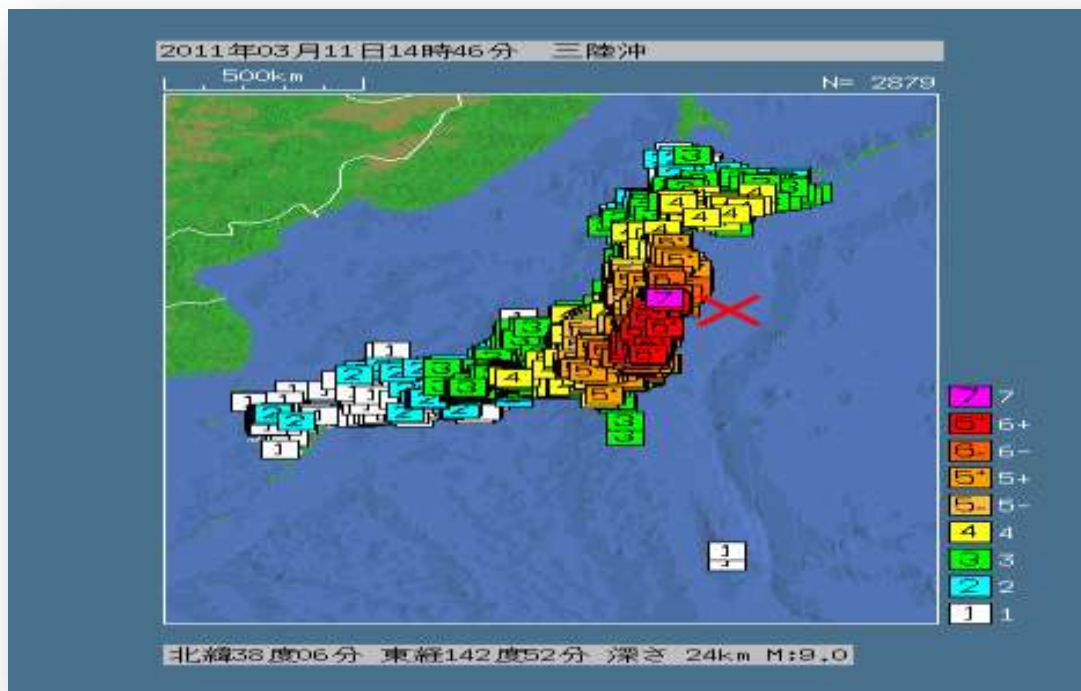
平成23年3月11日14時46分、宮城県牡鹿半島の東南沖130キロメートルの海底を震源とした地震（マグニチュード9.0）が発生。宮城県北部の震度7をはじめ、東北地方太平洋沿岸地域を中心として、広範囲で、震度6以上（宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部等：震度6強、岩手県沿岸南部、福島県会津、千葉県北西部等：震度6弱、（東京23区は震度5強））となった。この地震による津波で、約2万人にのぼる死者・行方不明者が出たほか、約37万戸の建築物が全半壊するなど、甚大な被害が生じた。

また、地震と津波による被害を受けた東電福島第一原発では、全電源を喪失して原子炉の冷却ができず、放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故となった。この事故で、原発から20キロ圏内は警戒区域に、年間累積放射線量が20mSvの地域は計画的避難区域（9月30日解除）に、20～30km圏内で計画的避難区域の対象とならない地域が緊急時避難区域に指定された。

地震と津波による被害、さらには原発事故の影響を受け、住居を失う等から避難所等へ避難した方は、約47万人にのぼった。

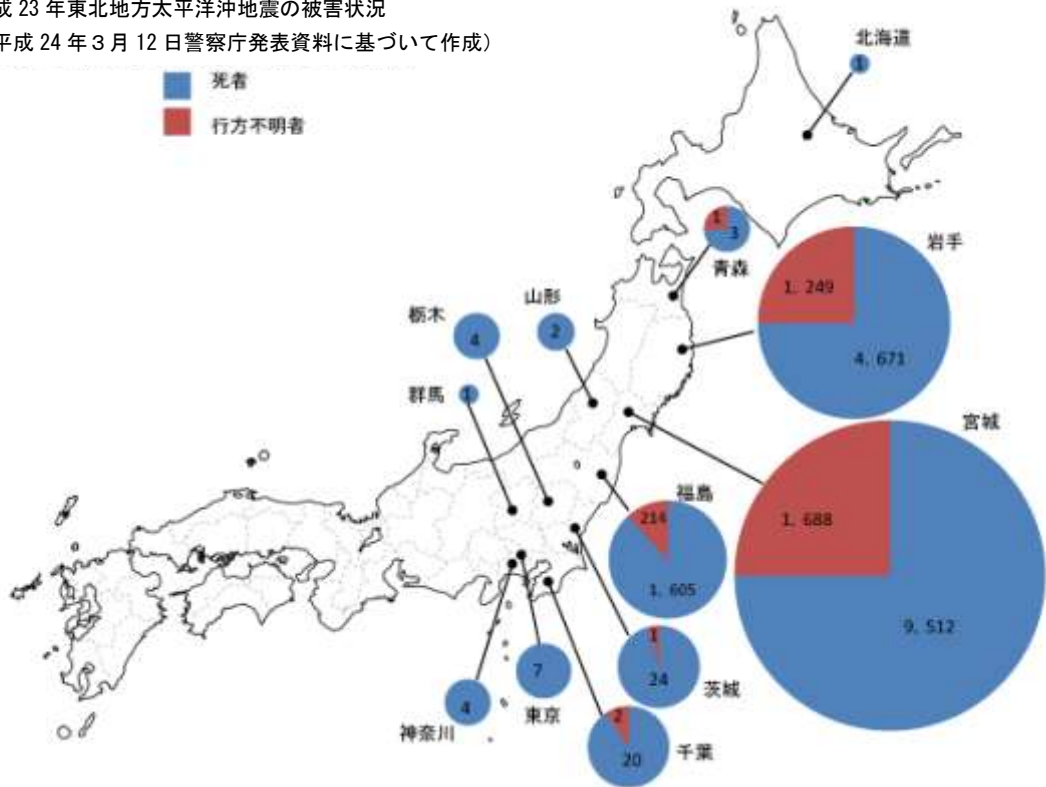
このほか、原発事故や火力発電所の被害等を受け、東北地方、関東地方を中心に深刻な電力不足に陥ったため、震災直後から、東京電力では計画停電を行うなどしてピーク時の使用電力の制限が行われ、7月1日からは、電力使用制限令（制限内容：東京電力、東北電力管内の大規模工場等大口需要家に対し、昨年比15%の節電を義務付ける等、9月9日解除）が出されるなど、企業の生産活動や国民生活に影響が及んだ。

【図1：東日本大震災の震源、震度】※資料出典：気象庁ホームページ



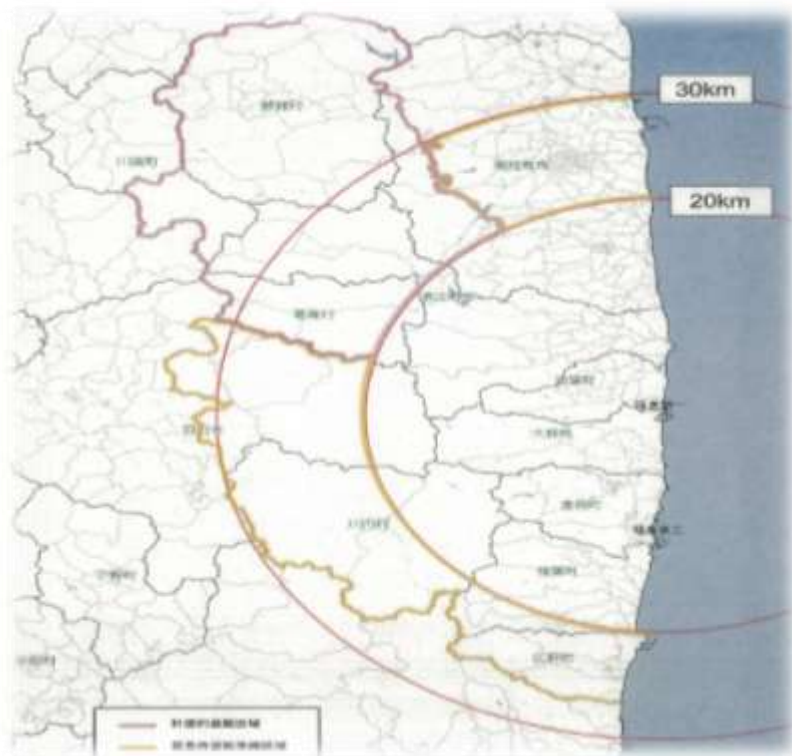
【図 2 : 東日本大震災の被害状況】

平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害状況
 (平成 24 年 3 月 12 日警察庁発表資料に基づいて作成)



【図 3 : 東電福島第一原子力発電所事故後の警戒区域等】

※資料出典：経済産業省ホームページ



第2 東日本大震災への労働基準行政の対応について

(1) 災害対策緊急対応

ア 震災直後の状況、初動対応

平成23年3月11日(金)、14時46分の東日本大震災発生後、厚生労働省の入る中央合同庁舎第5号館も、数分間にわたり、かつて経験したことのない程のすさまじい横揺れが続き、ほとんどの職員は、直ちに、庁舎前の日比谷公園に避難した。17時頃には、職員は、庁舎に戻るなど少しずつ落ち着きを取り戻しつつあったが、首都圏では、交通機関が麻痺する中で、金曜日の帰宅時間とも重なり、大量の帰宅困難者が出るなど、混乱が続いた。

このような状況ではあったが、震災直後の14時50分には、厚生労働省防災計画に基づき、災害対策本部(本部長：細川厚生労働大臣(当時))が設置され、対策本部の指揮の下、厚生労働省労働基準局では、適宜、被害状況の把握等の情報収集を行うとともに、震災直後に必要な対応に万全を期して取り組むこととなった。

通常、震度5強以上の大規模な地震が発生した場合は、労働基準局としては、厚生労働省防災計画等によって、①災害に関する被害情報の収集、伝達を行うほか、②労働者の死傷状況、事業場の被災状況の把握、③厚生労働省の関連施設の状況、④医師の派遣等を把握することになっていたが、現地との通信手段も十分確保し難い中で、巨大津波による甚大な被害に加え、原発事故の発生等から、情報収集等も困難な状況にあった。

しかし、まずは、被災者支援への対応を最優先に、①労働基準局所管の独立行政法人労働者健康福祉機構の施設である労災病院での負傷者等の受入の可否等の受入体制や医師等の派遣の確認、②東電福島第一原発の被害状況も含む各種被害状況の把握等のほか、第一線機関(労働局、労働基準監督署)の行政機能の状況の把握を行った。

【表1：厚生労働省災害対策本部構成員等(労働基準局関係)】

本部長	労働基準局長
幹事	総務課長、監督課長、安全衛生部安全課長、労災補償部労災管理課長
事務局員	総務課長補佐(総務担当)、監督課中央労働基準監察監督官、安全衛生部安全課長補佐、労災補償部労災管理課長補佐(企画担当)
防災担当職員	総務課総務係長、安全衛生部計画課企画係長等

イ 震災直後からの数日間の対応

労働基準局では、3月11日の夕刻から、防災担当職員を中心とした震災対策班(チーム)による24時間の緊急体制の下、各種情報収集を行い、省災害対策本部との連絡調整、被害状況・対策の取りまとめ調整等の対応に当たった。

震災発生翌3月12日（土）の4時には、長野県北部で震度6強の地震も起きたことから、こうした大規模な地震の被害状況の把握も併せて行った。3月12日、9時には、厚生労働省現地連絡本部が設置され、引き続き、労災病院の急患の受入体制や受入状況等の情報を中心に各種調整や情報収集を行っていた。

このような中、15時36分に発生した東電福島第一原子力発電所の事故で、大量の放射性物質が放出され、地域住民の避難範囲は20キロに拡大されるなど、事態は一気に緊迫した状況となった。

翌3月13日（日）には、政府の緊急災害対策本部会議、原子力災害対策本部会議、電力需給対策本部会議等が立て続けに開催される中、東京電力による計画停電実施との情報があり、国民生活に甚大な影響が生ずる事態に直面したことから、労働基準局も含め、厚生労働省を挙げて、この問題への至急の対応を迫られた。

その後、多くの人々が、避難所等へ避難され、震災発生3日後の被災者の数は、実に約47万人にのぼった。

このような状況の下、引き続き、震災後の被害状況、避難所の状況等の把握を行うとともに、労働基準局としては、①関係機関との密接な連携の下、被災者支援のためのニーズ把握、相談対応等の迅速かつきめ細かな対応、②原発事故収束のための緊急作業従事者の放射線障害防止等の対応、③計画停電による企業の生産活動への影響を想定した所要の対応、等様々な喫緊の課題に、労働基準局を挙げて取り組んだ。

（2）震災直後の医療支援等

震災直後は、被災地の労災病院も含め医療機関の被害もあったが、負傷者の救護、救急医療への対応が急務であったことから、労働基準局所管の独立行政法人労働者健康福祉機構本部に対し、全国の労災病院から医療スタッフの派遣等の要請を行い、震災当日から、被災地等での医療活動が展開された。

また、被害の大きかった青森労災病院、東北労災病院、福島労災病院等では、震災直後から負傷者を受け入れながら、早急な病院機能の回復を図り、医療活動が展開された。

〈各労災病院の対応状況〉

ア DMAT（災害派遣医療チーム）

（Disaster Medical Assistance Team（※）の略）

○ 横浜労災病院（2チーム）

筑波メディカルセンター、羽田空港、石巻総合運動公園等で活動

○ 鹿島労災病院（1チーム）

北茨城市内の病院で活動

○ 横浜労災病院（2チーム）

東電福島第一原発災害に備えた態勢整備等のため、いわき市立総合磐城共立病院を拠点に活動

(※) 医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職と事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

イ 医療班の派遣（平成 24 年 2 月 29 日まで）
活動実績
55 チーム（延べ 253 人）

ウ その他の活動

○ 福島労災病院

震災直後から、いわき消防本部と連携し、患者の受入れ体制を整備
東電福島原発に関しては、福島県から緊急被ばく医療機関として要請を受け、検査受入体制を整備

入院患者（せき損 8 名）を他の労災病院（東京、千葉、横浜、新潟）に一時転院（3/24）

○ 鹿島労災病院

東電福島原発に関する要請がなされた場合の検査等の応援体制を整備



労災病院からの災害派遣医療チームによる救助の様子

(3) 被災者等支援のための取組

震災発生から1次補正予算成立以前の間（平成23年3月11日～5月1日）

ア 出張相談、請求勧奨等の取組

地震や津波、さらには原発事故の影響により、多数の方が、東北・関東地方をはじめ全国各地に避難され、食料や医療のほか、当面の生活のための様々な支援を必要としていた。労働基準行政としては、震災直後から、避難所に避難されている方々に対し、①労働相談、②労災保険給付、③未払賃金立替払制度等に関する各業務を的確に行う必要があったため、これらの対応を行った。

また、対応に当たっては、労働基準行政としても、政府の一員として、被災者等支援のため、関係行政機関とも連携し、各避難所を巡回する等のワンストップサービス体制により、所掌する制度に関する内容の周知とともに、被災労働者のニーズの把握と、各種要望等への対応を行った。

① 労働相談の対応

被災者の置かれた状況から、雇用・労働関係では、解雇・雇止めや賃金不払、休業手当、労災保険、雇用調整助成金等に係る様々な相談対応が必要であったため、次のとおり、緊急相談窓口を設置したほか、避難所への出張相談を集中的に行った。

(i) 緊急相談窓口の設置

被災地域等を管轄する労働局と労働基準監督署を中心に、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に対応するため、緊急相談窓口を開設（平成23年3月25日）。

(ii) 被災地での休日相談対応

被害の大きい労働局管内の公共職業安定所（被災3局）で土日祝日の開庁時に、労働基準監督署職員が各所に出張し相談対応を実施（平成23年4月9日～5月末日）。

土曜の開庁を継続する仙台公共職業安定所に労働基準監督署職員が出張し、相談対応を実施（平成23年6月1日～6月末日）。

また、労働局では、電話回線・ホットラインによる相談対応を実施。

(iii) 出張相談の実施

避難所へ避難されている被災労働者等に対して、効率的な相談を行うため、職業安定行政等の他行政分野と連携の上、避難所で出張相談を行うことで被災労働者等が一度に様々な相談が行えるように努めた（平成23年3月25日）。

【表 2：避難所等への出張相談の実施状況】

労働局	岩手	宮城	福島	その他
出張相談(※1)	1,556回 5,478件	1,393回 6,161件	1,625回 3,933件	570回 (※2) 5,233件

※1：1月31日現在 ※2：北海道、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、滋賀、京都、大阪



避難所における出張相談の状況（平成23年3月29日 於：釜石、岩手労働局）

(iv) 解雇、雇止め等の予防のための啓発指導の実施

事業主に対し、パンフレット等を活用し、緊急相談窓口での相談対応など各種の機会を利用して、労働契約法や裁判例等の周知を図り、適切な労務管理の必要性について啓発指導を行うよう労働局長あて通知（平成23年4月8日）。

②労災保険給付・未払賃金立替払制度

今回の震災は、平日の14時46分という時間帯に発生したことから、多くの労働者が作務中に被災された。このため、ケガ等をされた被災労働者には療養（補償）給付及び休業（補償）給付を、亡くなられた労働者の遺族には遺族（補償）給付を、迅速かつもれなく行う必要があった。

しかし、被災労働者はもとより、事業主の方等も、全国各地の避難所に避難されていた上、労働者が作務中や通勤中に地震や津波により被災された場合、労災保険給付の対象となることが十分知られていない状況にあった。加えて、避難所では、テレビ・ラジオ等の情報収集手段が不十分な状況にあった。これらのことから、あらゆる媒体・機会を活用して、労災保険制度の周知を行うとともに、相談対応や労災保険給付の請求勧奨等に努める必要があった。このため、下記ウのとおり、あらゆる機会を活用し、周知・広報に努めるとともに、上記①（iii）の出張相談の際には懇切・丁寧な相談対応と請求書の受付等を行った。

また、太平洋沿岸の地域は津波により工場等も被害にあったため、多数の企業が事業活動の停止を余儀なくされることで多くの労働者の方に賃金が支払われないまま退職するという事態が生じる懸念があったため、未払賃金の立替払制度に基づく救済等の対応を迅速かつ、もれなく行う必要があった。

制度の周知の必要性については、上記①同様であったため、未払賃金立替払制度についても、あらゆる媒体を活用し、周知・広報を行う一方で、上記①(iii)の出張相談の際に制度の案内と、懇切・丁寧な相談対応に努めた。

③心や体の不調を訴える被災者への対応

産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者並びにその家族等被災された住民を対象としたメンタルヘルスを含む健康相談窓口を設置（平成 23 年 3 月 22 日）し、産業保健推進センターに全国からつながるフリーダイヤル（心の電話相談：0120-226-272（平成 23 年 3 月 30 日～）、健康電話相談：0120-765-551（平成 23 年 4 月 6 日～））を開設するなど、健康問題について相談できる体制を整備した。

厚生労働省ホームページのメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（<http://kokoro.mhlw.go.jp/>）に、被災された労働者やその家族、支援者向けの特設ページを開設した（平成 23 年 3 月 23 日）。

④有期契約労働者等の雇用の維持・確保に係る対応

東日本大震災とこれに伴う計画停電の実施から、今後相当の期間にわたり、経済活動と雇用への重大な影響が生じることが懸念され、特に急激な事業変動の影響を受けやすい有期契約労働者とパートタイム労働者については、年度末を迎えていることもあり、その解雇・雇止めで生活の基盤となる職場を失うおそれがあったことから、かかる労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の配慮をすること等を内容とする要請を、厚生労働大臣名で主要経済団体に対して行った（平成23年3月30日）。

⑤東日本大震災に係る雇用問題への配慮に関する要請書

東日本大震災の被害から、相当の期間にわたり、事業活動と雇用への重大な影響が生じることが懸念され、多数の人々が生活の基盤となる職場を失うおそれがあり、また、電力不足に対応するために労働条件を変更する必要も生じたことから、労使での十分な話し合いや非正規労働者の雇用の確保等も内容として含む要請を、厚生労働大臣名で主要経済団体に対して行った（平成 23 年 4 月 11 日）。

イ 各種制度の弾力的な運用等

今回の震災では、地震により発生した津波により、被災3県を中心に工場や家屋等の建築物が損壊し、資材、備品、家財道具等あらゆるものが流失した。このため、被災労働者等が労災保険制度や未払賃金立替払制度等を利用するに当たり、申請や請求または調査に必要な書類が揃わないことが想定され、柔軟な制度運営と迅速な対応が求められた。

また、津波により家財等の大半を喪失した被災労働者等が生活再建を図っていく中で、各種制度に関する様々な負担の軽減や支援が必要であった。

① 労災保険給付に係る手続関係

労災保険では、任意様式での労災請求を認めるとともに、医療機関や事業主の証明がなくても労災請求できるよう弾力的な取扱いを行ったほか、全国の労働局と労働基準監督署で労災請求を受け付けることとした。また、資料散逸の場合に対応した事務処理を指示した。

さらに、診療記録等を滅失した場合や、労災指定医療機関からの通常の手続きによる請求が困難な場合でも、円滑に請求が行われるよう事務手続きの弾力化を図った。

(i) 被災地での労災保険の事務処理について通知

東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について、被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の事務処理を定めて、労働局に通知し、迅速な労災保険給付を実施することとした（平成23年3月24日）。

(ii) 東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱い

労災診療を行った労災指定医療機関等が、被災で診療録等を滅失した場合や、被災地域の労災指定医療機関からの通常の手続きによる請求が困難な場合の労災診療費等の請求方法等について、労働局に通知するとともに、関係団体に対して周知を依頼（平成23年3月30日）。

② 未払賃金立替払制度に係る手続関係

未払賃金立替払制度について、被災労働者の申請負担の軽減のため、申請書類の簡略化を行い、手続の迅速化を実施した。

また、東京電力福島第一及び第二原子力発電所で発生した事故に伴い、避難指示及び屋内退避指示が行われた地域の中小企業に雇用されていた労働者にも当該簡略化の対象を拡大し（平成23年3月30日）、警戒区域、計画的避難区域並びに緊急時準備区域が設定された地域の中小企業に雇用されていた労働者にも当該簡略化の対象を拡大した。（平成23年4月22日）。

③ その他の被災者支援等

- (i) 労働基準関係法令に基づく特定権利利益（労災保険給付の請求やボイラー・クレーン等の検査の有効期間等）に係る満了日の延長と期限内に履行されなかった義務（賃金の支払い等）に係る免責に関する措置を講ずることについて通知。（平成 23 年 3 月 13 日）
- (ii) 中小企業退職金共済制度について、震災直後に掛金納付期限の延長手続や共済手帳の再発行手続の簡素化等の特例措置を実施（平成 23 年 3 月 17 日）。
- (iii) 事業主等を通じて財形持家融資を受け、東日本大震災で返済が困難となった勤労者に対し、その返済負担を軽減するための特例措置（最長 3 年間の返済猶予等）を実施（平成 23 年 3 月 17 日）。
- (iv) 財形住宅・年金貯蓄について、東日本大震災で被害を受けたことで平成 24 年 3 月 10 日までの間に目的外で払い出した場合に、その利子等を非課税とする「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が公布・施行（平成 23 年 4 月 27 日）。
- (v) 労働安全衛生関係の免許を紛失し、再発行を希望する被災者に対して証明書を発行し、その証明書をもって免許を所持している者として取り扱うこととした（平成 23 年 4 月 13 日）。
- (vi) 震災で多大な被害を受けた地域での労働保険料等の納期限等の延長について、対象地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）等を指定する告示を制定（平成 23 年 3 月 24 日）。

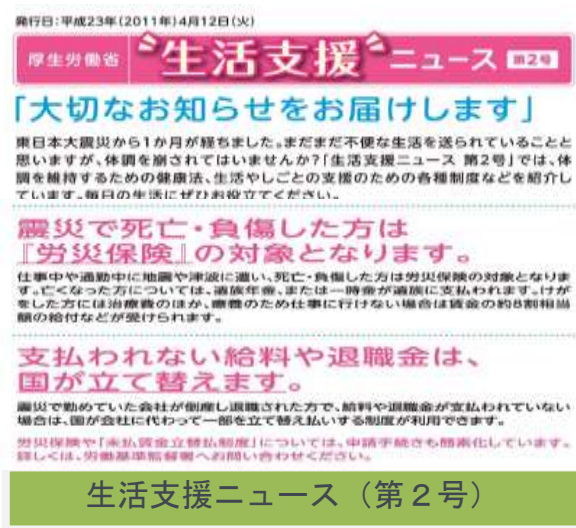
ウ 各種制度の積極的な周知・広報

次のとおり、各種制度等に関する壁新聞、Q&A、パンフレット・リーフレットを作成し、避難所に持ち込み、積極的な周知を行った。

①避難所等への情報伝達、周知・広報

被災された方向けに、健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載した「生活支援ニュース」の発行、避難所等への配布を開始

第 1 号（4 月 5 日）、第 2 号（4 月 12 日）、第 3 号（4 月 19 日）、第 4 号（4 月 26 日）、第 5 号（5 月 5 日）、第 6 号（5 月 10 日）



②各種制度ごとの情報伝達、周知・広報

- (i) 「従業員・失業者・訓練受講者向け」と「事業主向け」に、雇用・労働関係の特例措置を取りまとめたリーフレットを作成し、被災地をはじめとするハローワーク、労働基準監督署で配布。
(第1版：3月29日、第2版：4月15日、第3版：5月23日、第4版：10月21日)。
- (ii) 東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ&AとQ&Aのポイントを作成し、労働基準監督署等の緊急相談窓口や避難所等の出張相談時に配布。(Q&A第1版：3月18日、同第2版：3月31日、同第3版：4月27日、ポイント：4月27日)労働基準監督署等の緊急相談窓口や避難所での出張相談時などに配布。
- (iii) 「福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域等における休業に関するQ&A」を作成し、福島労働局と同局管内の労働基準監督署等で配布(平成23年5月25日)。
- (iv) 地震・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱に関して、被災者やその遺族に分かりやすく説明するための「東北地方太平洋沖地震と労災保険Q&A」を作成し、厚生労働省のホームページに掲載するとともに、被災地をはじめとする労働局と労働基準監督署で配布(平成23年3月24日～)。
- (v) 未払賃金立替払制度について、同制度の申請促進のために、制度の概要や手続について分かりやすく説明したリーフレットやQ&Aを作成し、労働基準監督署等の緊急相談窓口や避難所等の出張相談時に配布(リーフレット：3月30日、4月18日、Q&A：4月5日)。
- (vi) 中小企業退職金共済制度の特例措置について、掛金納付期限の延長手続や共済手帳の再発行手続の簡素化等の特例措置について、独立行政法人勤労者退職金共済機構のホームページに掲載(平成23年3月17日)。
- (vii) 「従業員向け」並びに「事業主向け」に、中小企業退職金共済制度と財形持家融資制度の特例措置を取りまとめたリーフレットを作成し、被災地をはじめとする労働基準監督署等で配布(平成23年3月24日～)。

第1次補正予算成立～（平成23年5月2日～）

エ 労災保険給付、未払賃金立替払制度等の業務の着実な実施

震災から約2か月が経過し、引き続き、避難所等における被災者への労災保険に関する相談対応や労災請求の勧奨、各種制度の周知・広報活動を集中的に行った。

一方で、被災労働者等が、生活再建に向けて徐々に動き出す中、各種救済制度に基づく一層の対策の推進と大震災という特殊な状況下での制度の見直しや事業主の負担軽減のための措置を講ずる等の対応が必要であった。

このような中、特に、このたびの地震・津波により、多数の行方不明者が発生したことから、労災保険給付における行方不明者の取扱いを明確にする等の様々な必要があったため、以下のような取組を行った。

①「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく対応

被災者の救済と生活再建を目的として、5月2日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）（以下「震災特別法」という。）が公布・施行され、次の事項が規定された。

（i）遺族年金の支給等

「死亡」を要件とする遺族年金等※について、1年後の民法の失踪宣告を待たずに、震災から3か月間行方不明であれば、これを支給できることとすることや、労働保険料等の免除の特例等を定めた「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等が公布・施行、同日付で労働局あて通知（平成23年5月2日）。

東日本大震災による災害で行方不明となった者に係る労災保険給付等（※）の請求があった場合、請求者本人の申立てや第三者の証明等に基づき、行方不明であることの確認を行うことについて、労働局あて通知（平成23年6月9日）。

※労働者災害補償保険法その他、石綿による健康被害の救済に関する法律、中小企業退職金共済法についても同様に措置。

（ii）労働保険料等の免除の特例

平成23年3月11日に、特定被災区域に所在していた事業場が、震災被害で、労働者の賃金の支払に著しい支障が生じている等の場合に、事業主からの申請に基づき、最長で平成24年2月までの1年間、労働保険料等を免除。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行から、特定被災区域が追加指定されたこと、追加指定された地域の労働保険料等の免除の特例については、平成23年3月1

日に遡及して適用されることを労働局に通知（平成 23 年 8 月 17 日、平成 24 年 2 月 22 日）。

②その他の被災者支援等

(i) 財形持家融資の特例措置

事業主等を通じて財形持家融資を受け、東日本大震災で返済が困難となった勤労者に対し、その返済負担を軽減するための特例措置を拡充（返済猶予期間を最長 3 年から 5 年に拡充等）（平成 23 年 5 月 25 日）。

被災された勤労者が住宅の取得、補修のために財形持家融資を新たに受ける場合に貸付金利の引下げ等の優遇を行う特例貸付を開始（平成 23 年 7 月 8 日）。

(ii) 中小企業退職金共済制度の特例措置

中小企業退職金共済制度の被災被共済者等に対し確実に退職金を支給するため、その所在を確認し、請求勧奨を行う集中的な取組を独立行政法人勤労者退職金共済機構が開始（平成 23 年 12 月 1 日）。

平成 23 年 3 月 17 日に実施した掛金納付期限の延長等の特例措置を拡充（平成 24 年 3 月 6 日）。

(iii) 定期報告延長

震災発生日に被災地域に住所がある労災保険の遺族（補償）年金等の受給権者のうち、平成 23 年 6 月 30 日までに今年度の定期報告書の提出が求められていたものについて、その提出期限を平成 23 年 8 月 31 日まで延長することを労働局へ通知（平成 23 年 5 月 26 日）。

(iv) 給付基礎日額の特例

労働者が東日本大震災に伴い被災した場合の給付基礎日額の算定について、震災に伴い当該労働者の賃金が低下した後に疾病の発生が確定した場合は、震災発生日を平均賃金を算定すべき事由が発生した日とみなすことを労働局に通知（平成 23 年 5 月 27 日）。

(v) 労災保険のメリット制の特例措置

東北地方太平洋沖地震に伴う業務災害について給付した労災保険給付等については、メリット収支率の算定に反映させないものとする「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」の特例省令を制定し、その内容について労働局あて通知（平成 23 年 8 月 11 日）。

(vi) 特別加入者の労災保険の補償範囲拡大

特別加入している建設業の一人親方等が復旧・復興作業に伴う工作物の現状回復の事業（除染を目的として行われる高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去等を含む。）に従事する際に被った災害を労災保険による補償の対象とする労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、その内容について労働局あて通知（平成 23 年 12 月 27 日）。

(vii) 労働保険料等の納期限等の延長関係

震災で多大な被害を受けた地域での労働保険料等の納期限等の延長について、対象地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）を指定する告示を制定（平成 23 年 3 月 24 日）。

震災で多大な被害を受けた地域での労働保険料等の納期限等の延長措置を講じている対象地域のうち、青森県と茨城県の延長後の納期限等を平成 23 年 7 月 29 日と定める告示を制定（平成 23 年 6 月 10 日）。

震災で多大な被害を受けた地域での労働保険料等の納期限等の延長措置を講じている岩手県、宮城県並びに福島県の地域のうち、その一部の地域について延長後の納期限等を平成 23 年 9 月 30 日と定める告示を制定（平成 23 年 8 月 19 日）。

震災で多大な被害を受けた地域での労働保険料等の納期限等の延長措置を講じている岩手県と宮城県のうち、一部の地域について、延長後の納期限等を平成 23 年 12 月 15 日と定める告示を制定（平成 23 年 10 月 26 日）。

震災で多大な被害を受けた地域での労働保険料等の納期限等の延長措置を講じている宮城県石巻市、東松島市並びに牡鹿郡女川町について、延長後の納期限等を平成 24 年 4 月 2 日と定める告示を制定（平成 24 年 2 月 17 日）。

また、以上を踏まえ、次のとおり対応した。

- a 労働保険料等の免除の特例や納期限等の延長、納付の猶予等について、事務処理要領やQ & Aの作成等を行い、迅速かつ円滑に事務処理が行われるようにした（平成 23 年 5 月 20 日）。
- b 労災保険の遺族（補償）年金や中小企業退職金共済制度の死亡に係る退職金など、死亡を支給事由とする給付等について、震災特別法に基づく特例的な取扱いを実施した（平成 23 年 5 月 2 日）。
- c 労働保険料等の納期限の延長に係る告示の内容について、労働局に、それぞれ通知するとともに、関係団体に周知を依頼（平成 23 年 3 月 24 日、6 月 10 日、8 月 19 日、10 月 26 日、平成 24 年 2 月 17 日）。
- d 緊急時避難準備区域が 9 月 30 日に解除されたことに伴い、労働保険料等の免除の特例に係る緊急時避難準備区域の取扱いについて、労働局に通知するとともに、関係団体に周知を依頼（平成 23 年 9 月 30 日）。
- e 労働保険料等の免除の特例を受けている事業主に対し、労働保険料等の免除の特例措置が平成 24 年 2 月で終了する旨の周知ハガキを送付（平成 24 年 2 月 22 日）。

③各種制度ごとの情報伝達、周知・広報

- (i) 震災によって被害を受けたことによる財形住宅・年金貯蓄の目的外払出に伴う利子等の非課税措置の内容について厚生労働省のホームページに掲載（平成23年5月2日～）。
- (ii) 事業主等を通じて財形持家融資を受け、東日本大震災で返済が困難となった勤労者に対し、その返済負担を軽減するための特例措置の拡充について、分かりやすく説明したリーフレットを作成し、労働局等に送付するとともに厚生労働省のホームページに掲載（平成23年5月25日）。
- (iii) 労働保険料の免除の特例等について、制度の概要や手続について分かりやすく説明したリーフレットやQ&Aを作成し、労働局に送付するとともに、厚生労働省のホームページに掲載（平成23年6月1日）。
- (iv) 労災保険の遺族（補償）給付、未払賃金立替払制度について周知効果を高めるため、通常のリーフレット・ポスターの作成配布だけでなく、インターネットバナー広告掲載や全国紙・地方紙に新聞広告を行って請求促進を図った。
- (v) 被災された勤労者が財形持家融資を新たに受ける場合の特例貸付について、分かりやすく説明したリーフレットを作成し、労働局等に送付するとともに厚生労働省のホームページに掲載（平成23年7月8日）。
- (vi) 中小企業退職金共済制度の被災被共済者等に対し確実に退職金を支給するため、その所在を確認し、請求勧奨を行う集中的な取組について、独立行政法人勤労者退職金共済機構のホームページに掲載（平成23年12月26日）。
- (vii) 中小企業退職金共済制度について、平成23年3月17日に実施した掛金納付期限の再延長等の特例措置の内容の拡充を、独立行政法人勤労者退職金共済機構のホームページに掲載（平成24年3月6日）。

④労災保険、未払賃金立替払制度等の請求勧奨と相談対応

避難所等へ赴き、制度の周知・請求促進を行う未払賃金立替払コンサルタントや社会保険労務士等の配置、業務処理を行う立替払実地調査員や労災保険相談員の増員・配置を行った【第1次補正予算関連】。

また、未払賃金立替払制度について、被災3県の労働基準監督署が保管している就業規則も活用し、同制度の対象となり得る事業場や労働者に対して、訪問・電話・ダイレクトメールで周知や申請勧奨を行った。

労災保険制度について、被災労働者が全国に避難していることを踏まえ、



労災遺族補償請求に係る業務（聴取）の状況

7・8月の毎週、全国紙4紙、地方紙7紙で、未払賃金立替払と併せ、新聞広告等を行い、制度の周知を図った。

また、今回の震災は、津波で沿岸地域を中心に大きな被害を受けており、労働者の通勤を考慮して、海岸から概ね20km圏内の地域を対象に、事業場を通じた請求勧奨の取組を行い、取組を行った事業場は約5万5千に上る（平成24年2月末）。さらに、同地域の各戸へのリーフレットの配布等の取組を行った。

このような取組の結果、多くの労災請求がなされ、迅速処理の観点から、全国の労働局から被災3局に延べ519人の職員を派遣したこと等から、遺族（補償）給付について、おおむね1か月で処理した。

【表3：労働基準監督署で受理した申請等】

労働局 申請等	岩手	宮城	福島	3県合計	その他
未払賃金立替払関係 (※1)	57件	66件	26件	149件	—
認定申請（企業数）	377件	390件	133件	900件	—
確認申請（労働者数）					
労災請求件数(※2) （うち遺族給付）	705件 (626件)	1,588件 (1,284件)	267件 (170件)	2,560件 (2,080件)	995件 (36件)
労災支給決定件数 （うち遺族給付）	685件 (607件)	1,565件 (1,264件)	255件 (161件)	2,505件 (2,032件)	982件 (36件)

※1：平成23年3月22日～平成24年3月21日 ※2：平成24年3月22日現在

⑤ 未払賃金立替払制度の原資の増額

請求増加に対応するため、未払賃金の立替払金の原資となる補助金の増額を図り、確実な立替払に万全を期した（約143億円増額）

【1次補正予算関連】。

オ 震災に伴う解雇、雇止め等の事案に対する啓発指導の実施

震災による直接又は間接（原材料の仕入等が不可能となったこと等によるもの）の被害を受けたことに起因する解雇、雇止め等に対する啓発指導。

478事業場、612事案（解雇：407事案 雇止め等：205事案）

（平成23年3月22日～1月31日）

カ 心や体の不調を訴える被災者への対応

被災地域で、自らの健康に不安を感じる中小事業場の労働者を対象とした臨時の健康診断や、メンタルヘルス相談を実施した【1次補正予算関連】。

【表 4 : 健康診断の実施状況】

	岩手	宮城	福島	3 県合計
受診者数	31,757 人	56,204 人	28,111 人	116,072 人

※：7月4日から10月31日まで実施

キ 被災地での雇用の質に係る対応

雇用創出の際の雇用の質（労働条件、安全衛生など）への配慮について、被災者等就労支援・雇用創出推進会議のメンバーに対し、座長である厚生労働副大臣から文書で要請した（平成23年5月26日）。また、岩手、宮城並びに福島労働局長からそれぞれしごと協議会関係者に要請等した（平成23年5月26日～）。

ク 被災地支援活動の環境整備に係る対応

労働者の被災地でのボランティア活動への参加を促すため、ボランティア休暇制度の整備等について、労働基準局長名で日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会に要請した（平成23年6月10日）。

(4) 被災地での労働災害防止のための取組

(東電福島第一原発事故に係る放射線障害防止関係は後記第3のとおり。)

ア 被災地での労働災害防止のための取組 (第1段階：震災直後)

東日本大震災においては、津波により被災3県の沿岸部を中心に多数の建設物等が倒壊する等により、膨大な量のがれきが発生した。

このため、被災地の復旧に当たっては、まずは、がれきの撤去作業が必要となった。この膨大ながれきの撤去作業には、多くは地元の建設業者が対応し始めていたが、中にはがれき撤去作業に不慣れな業者も多数含まれており、また、撤去作業に従事する労働者も、震災により職を失った方が臨時的に作業に従事する等、がれきの取扱いや粉じん作業に不慣れな労働者ががれきの撤去作業に従事する事態が発生し始めていた。

このため、次のとおり、がれき作業における労働者の安全とアスベストによる健康障害防止の徹底を中心として、災害復旧工事における労働災害防止対策、労働者の健康障害防止対策を推進した。

- ① 災害復旧工事での労働災害防止対策の徹底について、建設業団 体に要請するとともに、労働局あて通知（平成23年3月18日）。
- ② 災害復旧工事での労働災害防止対策の徹底について、次の事項を建設業団体に要請するとともに、労働局あて通知（平成23年3月28日）。
 - ・建築物の解体、改修工事、がれきの処理での労働災害防止対策
 - ・応急仮設住宅の建築工事での安全対策等
- ③ がれき処理での労働災害防止のための取組
 - (i) 屋外のがれき処理作業での防じん用マスクの不足に対処するため、日本の型式検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力を持つ米国規格のマスクの使用を暫定的に認めることとした（平成23年4月11日）。

なお、本特例については、型式検定合格品の防じん用マスクの流通が回復したことから、平成24年3月31日をもって廃止することとした（平成23年11月24日）。
 - (ii) がれき処理が本格化に伴い、その労働災害防止対策についてQ&Aを作成し、周知徹底について労働局に通知（平成23年4月22日）。
 - (iii) がれき処理作業を行う方等を対象に、安全に作業を進めるための注意点についてまとめたリーフレットを作成し、被災地の労働基準監督署等で配布（平成23年4月22日）。

(iv) がれき処理作業を行っている現場等に対し、厚生労働省、各労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会並びに独立行政法人労働安全衛生総合研究所による合同パトロールを実施。また、初めてがれき処理に従事する者等を対象とした安全講話を実施し、労働災害防止を指導。宮城県仙台市（平成 23 年 4 月 22 日、28 日）、福島県相馬市、新地町、いわき市（平成 23 年 4 月 27 日）、岩手県宮古市、釜石市大船渡市（平成 23 年 4 月 28 日）、岩手県と宮城県内（平成 23 年 4 月 29 日～5 月 5 日）。



がれき処理現場におけるパトロール（安全衛生指導）の状況

(v) 初めてがれき処理に従事する労働者の労働災害防止のため、事業者に雇入れ時教育を確実に実施させるとともに、初めてがれき処理に従事する者に対する講習会を開催するよう労働局あて通知（講習会は、個人事業主やボランティアの人々も受講可能）（平成 23 年 5 月 25 日）。

イ 被災地での労働災害防止のための取組（第 2 段階：震災後約 2 か月～）

被災 3 県で、地震・津波被害に対する復旧に向けた動きが出始める中で、津波により発生した膨大な「がれき」の処理作業が本格化するとともに、打ち上げられた船舶の解体作業等も行われ始めた。

これらの作業においては、がれきから飛散する粉じんや石綿に対するばく露防止対策のほか、車両系建設機械との接触防止等従来の安全対策に加えて、夏期を迎えるに当たり、熱中症対策も講ずる必要があった。

また、復旧工事も徐々に増え始め、これに伴い、労働災害の増加が懸念された。このような中、特に、労働災害防止の徹底を図るためには、従来以上に官民が協力して労働災害防止対策を推し進める必要があったことから、建設業界内に設置された「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」とも緊密に連携しながら、次のような労働災害防止のための取組を強化した。

① 津波で打ち上げられた船舶の解体等作業の増加が見込まれたことから、高所での作業、重機等を用いた作業と石綿関連作業等に係る総合的な労働災害防止対策について、造船関係団体等に要請するとともに、労働局あて通知（平成 23 年 5 月 10 日、8 月 12 日改正）。

② 災害復旧工事での労働災害防止対策の徹底について、梅雨入り以降特

に懸念される次の事項を建設業団体に要請するとともに、労働局あて通知（平成 23 年 5 月 27 日）。

- ・低層住宅の屋根等の改修工事に伴う墜落・転落災害等の防止
- ・道路工事や上下水道工事での土砂崩壊災害の防止等

③ 震災復旧・復興工事での労働災害防止対策を官民が一体となって徹底するため、厚生労働省の要請で、建設業界内（事務局：建設業労働災害防止協会）に「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」が設置され第 1 回会合を開催（平成 23 年 6 月 3 日）。以後、復旧・復興工事の進捗状況に応じて、以下の内容について検討を実施。

第 2 回会合を開催し、被災地域ごとの安全衛生協議体制の構築、中小企業での安全衛生教育を徹底するための具体的方策について検討（平成 23 年 7 月 6 日）。

第 3 回会合を開催し、被災地での復旧・復興工事に関し連絡会議の設置・運営等について検討（平成 23 年 9 月 5 日）。

第 4 回会合を開催し、新規参入者に対する安全衛生教育を更に徹底する方法、今後の復興工事の安全な実施に係る課題把握のための体制整備等について検討（平成 23 年 2 月 13 日）。

④ 東日本大震災の被災地で、吹付けアスベストが飛散した事例が確認されたことを受け、石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散とばく露防止対策の徹底について、環境省と連名で労働局、地方公共団体に通知するとともに、関係団体に対応を依頼（平成 23 年 6 月 30 日）

⑤ 岩手、宮城、福島 の 3 労働局が、本格化しているがれき処理作業での労働災害を防止するための集中パトロールを実施（平成 23 年 7 月 6 日～8 日、8 月 24 日～26 日）また、がれき処理作業を請け負う地元の建設事業者を対象として、（i）安全衛生教育の実施の徹底、（ii）熱中症予防対策の徹底、（iii）防じんマスクの着用の徹底等を内容とする集団指導を実施。

岩手県：宮古市（7 月 14 日）、釜石市（7 月 15 日）、陸前高田市（7 月 15 日）、宮城県：気仙沼市（7 月 15 日）

※ 8 月 23 日時点で 417 現場をパトロール済み

⑥ マスク製造企業から提供を受けた防じん用マスクを被災地の労働局が無償配布（防じんマスクの無償配布（計 25 万个）、電動ファン付き呼吸用保護具無償配布（600 個）（第 1 次：2 万枚（4 月 1 日～）、第 2 次：7 万枚（4 月 11 日～）、第 3 次：10 万枚



がれき処理現場での防じんマスクの配布の様子

(6月8日～)、第4次：6万枚(6月30日～)。

※石綿濃度測定延べ100地点実施

- ⑦ 地方自治体が発注する災害廃棄物処理に関し、発注者として行うべき作業者の安全衛生面への配慮等について、環境省と連名で関係12道県に対し要請するとともに、関係12道県の労働局あて通知(平成23年8月30日)。
- ⑧ 災害復旧工事での労働災害防止対策の徹底について、今後、集中的に実施される「地震・津波で被害を受けた建築物等の解体工事」で懸念される(i)墜落・転落防止等の一般的な安全対策や建築物の構造に応じた解体作業の対策、(ii)解体工事での石綿ばく露防止対策等を建設業団体に要請するとともに、労働局あて通知(平成23年8月31日)。
- ⑨ 今後、「まちづくり」の本格化に伴い、一定のエリア内で複数の工事が近接・密集して行われることに対応するため、(i)「工事エリア」ごとに関係者が安全衛生対策を協議するための組織、(ii)①を円滑に設置・運営するための連絡会議の設置を岩手、宮城、福島の3労働局に対して指示するとともに、関係業界団体に対して要請(平成23年10月21日)。
- ⑩ 石綿ばく露防止対策として、被災地で環境省と連携の上、石綿濃度測定を実施して石綿の飛散状況把握に努めるとともに、石綿点検指導員の増員等を実施した。
- ⑪ 震災に伴う災害復旧工事等に係る建設業附属寄宿舍の法定基準の周知について要請(災害復旧工事等に係る建設業附属寄宿舍に関する建設業附属寄宿舍規程等の遵守等について、建設業団体に周知を要請するとともに、労働局あて通知)(平成23年7月11日)。

【図4：復旧・復興工事での労働災害防止対策】

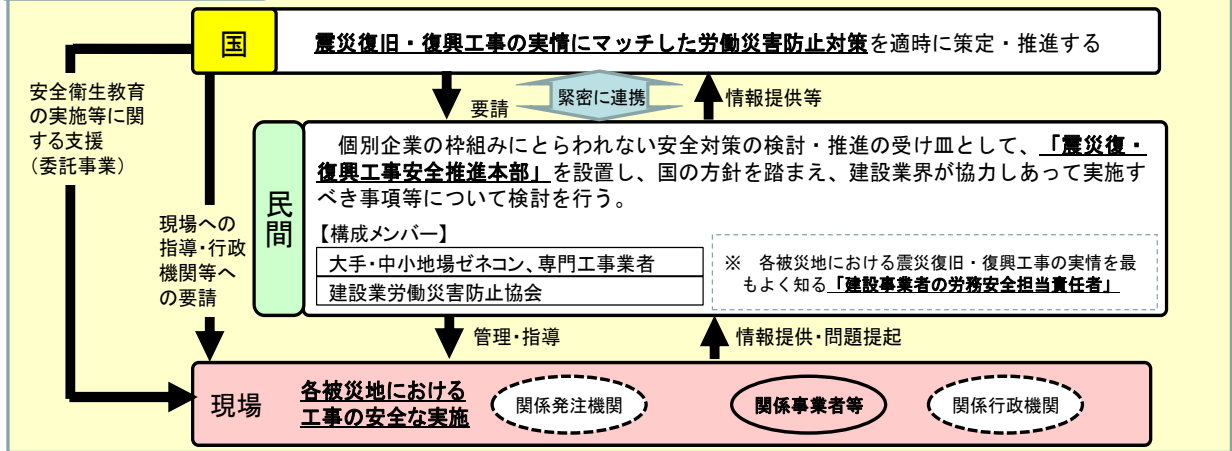
復旧・復興工事での労働災害防止対策

背景・趣旨

- 被災3県を中心に生じた広範囲に亘る甚大な被害を**早期に復旧・復興させることが国家的な課題**
- 混在して行われる各種工事や、建設業に不慣れな労働者による就業に伴う**労働災害発生の懸念**
 - 東日本大震災の復旧・復興に関連する労働災害は、**死亡者24人、死傷者448人(平成24年1月7日現在)**
 - ※ 阪神・淡路大震災では、震災復旧工事における労働災害は、死亡者40人、死傷者944人
- 総理指示を踏まえ、「雇用確保」と「表裏一体」の関係にある**「労働者の安全確保に全力で取り組む」**ことが必要

対策推進の基本スタンス 震災復旧・復興工事の安全な実施に当たっては、国のリーダーシップのもと、建設業界が個別企業の枠組を超えて協力し、**工事の進捗に合わせた対策をすきまなく、強力で推進**することが必要不可欠

具体的取組の進め方



(5) 震災対応のための労働基準行政の業務体制の確保

ア 労働基準行政への影響（庁舎・設備等の被害状況）

労働局と労働基準監督署の庁舎も、地震・津波の影響を受け、浸水、庁舎損害等の被害を受けたほか、断水や停電、ガス供給停止等の状況が続いた。特に、被害の大きかった太平洋沿岸の釜石署、大船渡署、宮古署は、震災後、しばらく開庁できない状態が続いたが、平成23年4月までに業務を再開した。

また、東電福島第一原発を管轄する福島労働局富岡署は、避難勧告が出されたため、しばらく閉庁した後、いわき市内の仮事務所で業務を再開した。

①岩手局

・釜石署

震災後、電気・水道・ガス・電話が使用不可となり、庁舎2階まで浸水。立入禁止となり、当初、庁舎復旧の見通しは立たなかった。

このため、平成23年3月23日から釜石公共職業安定所を間借りし、職員6名のうち監督課長・労災安衛課長以下3名で業務再開した。平成23年4月28日からは、仮事務所へ移転（移転先：新日本製鐵(株)健康保険組合 釜石支部健康センター 2F）

・大船渡署

震災による庁舎被害、浸水はなかったものの、電気・水道・電話が使用不可となり、数日間開庁できなかった。大船渡公共職業安定所に間借りし、職員5名のうち署長以下2名で23日から業務再開。

平成23年3月28日から仮庁舎にて業務再開

・宮古署

庁舎被害はなかったものの、電気・電話が不通となり、開庁できなかった。

平成23年3月16日から業務再開。

なお、上記の3署では通信手段が携帯電話に限られたり、食料品・ガソリン等の入手が困難、コピー用紙が不足するといった事態に陥った。

さらに、労災保険給付の事務処理のための労災システムへの入力についても、労働局や他監督署の代行入力に対応した。

②福島局

・富岡署

原発事故の避難勧告による閉庁。

平成23年4月1日から、いわき署内に富岡署開設。



釜石監督署（震災後撮影）



釜石監督署署前の店舗

平成 23 年 9 月 1 日から、J Rいわき駅前 Latov ビル 8F に仮事務所移設。



被災地の状況（平成 23 年 3 月 16 日 仙台市若林区荒浜）

イ 被災 3 局（岩手・宮城・福島）の業務体制の確保

①被災 3 局への応援体制の確保

地震・津波等で、特に被害が甚大であった岩手・宮城・福島各労働局では、震災直後から、（i）各種情報収集、労働相談対応を行う必要があったほか、（ii）遺族（補償）請求、未払賃金の立替払等に係る相談対応や請求勧奨のための巡回指導、（iii）膨大な件数の遺族（補償）請求に係る支給事務処理への対応、（iv）さらには、復旧工事やがれき処理での労働災害防止、石綿による健康障害防止のための安全衛生指導等、様々な業務に迅速・的確に対応する必要があった。

しかし、岩手・宮城・福島各労働局では、庁舎等が損壊等の被害に遭い、職員自身やその家族も被災する中、被災 3 局の職員のみで、こうした膨大な業務に対応することは困難であったため、全国の労働局と労働基準監督署から応援職員（厚生労働事務官、労働基準監督官、厚生労働技官）延べ 611 名を現地に派遣し、現地の業務体制を支援した。



労災補償業務の応援職員
（写真は山口労働局職員）

また、原発事故に関しては、(i) 東電福島第一原子力発電所を管轄する福島労働局富岡署は、緊急作業に従事する労働者の健康確保に係る指導等の対応が必要であった、また、(ii) 福島県庁に設置された原子力災害現地対策本部（通称：福島オフサイトセンター）に職員が常駐することで、事故関連の最新の情報を即時に把握・収集する必要があった。このため、厚生労働省や全国の原子力発電所が所在する労働局と労働基準監督署の電離放射線障害防止に関する専門的な知識と経験を持つ職員（厚生労働技官、労働基準監督官）延べ69名を現地に応援派遣した。



原発事故対応業務の応援職員
(写真は新潟労働局職員)

②被災3局の業務処理体制の確保

(i) 宮城局

気仙沼・石巻・東松島の沿岸部を管轄する石巻署では、一署で処理すべき労災保険給付請求件数が数百件と膨大な件数であったため、これを迅速に処理する体制の確保が急務であった。このため、上記①のとおり、全国の労働局からの応援職員を集中的に配置したが、交通事情等から1つの拠点のみで業務処理することは困難であったことから、石巻署で受け付けた労災請求の処理を集中的に行う機能を近隣の古川署に持たせることとし、同署に「支援サテライト」を設置した（平成23年5月23日～）。支援サテライトでは全国の労働局から労災保険給付の専門の職員による集中的な業務処理体制（チーム）の下、効率的な事務処理を徹底し、短期間で膨大な件数の請求案件の処理をこなし、遺族等への迅速・的確な給付を行うことができた。

石巻署の管轄である気仙沼地域は、石巻から約84キロメートル離れており、労働基準行政の拠点がなかったことから、震災で被害を受けた労働者やその家族の労災保険や未払賃金立替払制度の相談・受付対応を行うため、気仙沼公共職業安定所の中に「石巻労働基準監督署・気仙沼臨時窓口」を開設した（平成23年7月19日～、平成23年10月3日に気仙沼商工会議所会館4階へ移転）。



(ii) 福島局

「福島労働局遺族補償給付請求書等処理支援センター」、 「福島労働局未払賃金立替払支援センター」を福島駅前に開設した。

(平成 23 年 6 月 1 日～)

③ 被災 3 局での行政需要の増大に対応するための労働基準監督署の機能・体制の強化等

東日本大震災の発生に伴う労働基準行政に対する需要の増大に対応するため、平成 23 年度第 1 次補正予算で、被災 3 局に、次の相談員等の非常勤職員を配置した。

- ・解雇、休業、賃金不払等に係る相談への対応
(労働基準相談員、外国人労働者労働条件相談員：23 名)
- ・未払賃金立替払の請求促進、迅速な支払への対応
(未払賃金立替払コンサルタント・立替払実地調査員：57 名)
- ・労働保険給付等の請求促進、迅速な支払等への対応
(労災保険相談員：81 名)

さらに、平成 23 年 7 月 29 日、東日本大震災復興対策本部で決定された「東日本大震災からの復興基本方針」の中で、「復旧・復興事業における適正な労働条件の確保や労働災害の防止等のため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を行う」こととされた。

こうした方針に基づき、第 3 次補正予算で、次のとおり、労働基準監督官等の増員を行った。

(i) 労働基準監督官の増員

東日本大震災被災地での電離放射線の被ばく等労働者の健康障害防止を図るため、平成 23 年度 3 次補正予算で、平成 24 年 1 月 1 日から、福島労働局富岡署に労働基準監督官 2 名を増員配置した。

(ii) 非常勤職員（労働基準相談員）の増員

東北電力管内の労働局に、労働基準相談員の増員配置（46 名）を行った。

④ 近隣局による業務支援の実施

震災の影響で、東北地方を中心に製油所や出荷施設に甚大な被害が及んだだけでなく、ガソリンの供給力が不足したため、被災局の、官用車による出張等業務に支障を来した。このため、秋田局から、岩手局へハイブリッド車を提供するなど、近隣局による業務支援を行った。

ウ 原発事故対応、放射線障害防止のための厚生労働省労働基準局の体制の確保

原発事故対応等での労働者の健康確保対策に万全を期するため、次のとおり、厚生労働省労働基準局の体制の確保を図った。

なお、前記イ③の「東日本大震災からの復興基本方針」記6（1）で、「国は、原子力災害への応急対策、復旧対策、復興について責任を持って対応する。」ことが明記された。

- ① 厚生労働大臣伺い定めで、厚生労働省に「厚生労働省東電福島第一原発作業員健康対策室」を設置した（平成23年5月20日）（平成23年6月8日に「東電福島第一原発作業員健康対策室」に名称を変更）。
- ② 東電福島第一原子力発電所と除染作業での労働者の健康障害防止のための対策を強化するため、上記①の組織を改組し、厚生労働省組織規則を改正して、厚生労働省労働基準局安全衛生部に「電離放射線労働者健康対策室」を置くことにしている（平成24年4月1日～）。

(6) 夏期の電力需給対策関係

東日本大震災により、東京電力及び東北電力管内における電力の供給力が大幅に減少し、これによって生じた電力の需給ギャップは、夏に向けて再び悪化する見込みであったことから、平成 23 年 5 月 13 日に、政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」として対策が取りまとめられた。

この対策においては、官民一体となった創意工夫によって需給両面の抜本対策を講じることで、停電を回避し、国民生活や産業活動への影響を最小限に抑える必要があるとの認識の下、電力会社に一層の供給力の積み増しを求める一方で、個々の電力需要家に対して、東京電力管内においては平成 23 年 7 月 1 日から 9 月 22 日まで、東北電力管内においては平成 23 年 7 月 1 日から 9 月 9 日までの間について、平日の 9 時から 20 時までの間の使用最大電力を原則として前年比 15%抑制すること等を内容とする大幅な需要抑制を求めた。

このような中、企業は、電力使用の分散化・平準化を図ることを目的として、事業計画、生産計画等の変更を行うこととなり、それに伴い、上記期間を中心に、所定労働時間の短縮、休暇・休日や始業・終業時刻の変更、変形労働時間制の導入等を実施する事業主も少なくないと見込まれた。本省労働基準局では、こうした事態に的確に対応するため、次のような取組を実施した。

ア 相談窓口の設置等

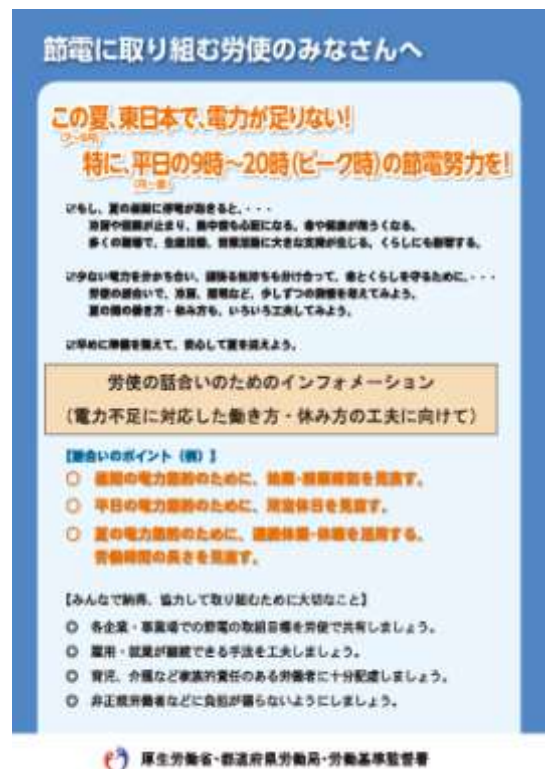
- ① 節電の徹底について、局内に徹底するとともに、所管特別民間法人、所管特例民法法人、所管独立行政法人並びに労働金庫に対して周知し、協力を依頼。
- ② 東京電力と東北電力の電力供給区域を管轄する労働局、その管内の労働基準監督署を中心に、夏期の節電に取り組む労働者や事業主からの相談に対応するため、緊急相談窓口を開設（平成 23 年 5 月 13 日）。
- ③ 平成 23 年 7 月 20 日に電力需給に関する検討会合で取りまとめられた「西日本 5 社の今夏の需給対策について」を踏まえ、西日本 5 電力会社の電力供給区域を管轄する労働局とその管内の労働基準監督署でも、必要に応じて節電対策緊急労働相談窓口を開設するなど適切な相談対応を実施するよう通知（平成 23 年 7 月 22 日）。
- ④ 東京電力と東北電力の電力供給区域を管轄する労働局、その管内の労働基準監督署を中心に、夏期の節電に取り組む労働者や事業主からの相談に対応する緊急相談窓口について、平成 23 年 9 月 30 日で終了となることを労働局に通知（平成 23 年 9 月 29 日）。

イ 労働基準関係法令上の取扱いに係る通知

- ① 1 か月を超え 1 年以内の期間の変形労働時間制に関する労使協定について、平成 23 年夏期の節電対策のための期間途中での変更や解約が、一定の要件の下で可能であることを労働局に通知（平成 23 年 5 月 31 日）。
- ② 一定の要件を満たすフレックスタイム制を採用している事業場で、節電対策のために休日を土日から平日に変更する場合の時間外労働となる時間の計算方法の取扱いについて、労働局に通知（6 月 21 日）。
- ③ 電力需給緊急対策本部で取りまとめられた夏期の電力需給対策を受けた事務所の室内温度、照度と換気の取扱いについて、労働局に通知するとともに、関係団体へ内容の周知を要請（平成 23 年 5 月 20 日）。
- ④ 電力需給バランスが悪化した場合に実施される計画停電による休業について、労使が十分に話し合い休業に伴う労働者の不利益を回避するよう努力することが重要であること等の事業場への周知について労働局に通知（平成 23 年 7 月 14 日）。

ウ パンフレット等を活用した周知・広報

- ① 節電対策の一環として活用可能と考えられる労働時間制度等に関する労働基準関係法令の内容と留意点をまとめたパンフレットを作成し、労働局に送付するとともに、関係事業主団体等へ内容の周知を指示（平成 23 年 5 月 13 日）。
- ② 「節電に向けた労働時間の見直し等に関する Q & A」を作成し、労働局に送付するとともに、厚生労働省ホームページに公表（平成 23 年 5 月 30 日）。



第3 東電福島第一原発の事故と対応について

ステップ1 原子炉安定的冷却達成まで（平成23年3月11～7月19日）

東日本大震災により発生した津波により、東電福島第一原発がほぼ全ての電源を喪失する状態に陥ったため、原子炉への注水・冷却設備の全ての機能が喪失し、炉心損傷が発生した（※）。

また、原子炉建屋内に発生した水素の爆発により、原子炉建屋が吹き飛び、原子炉格納容器等が外部にむき出しの状態になり、放射性物質が広範囲に放出されるという原子力事故が発生した。

東電福島第一原発では、この事故による被害の拡大の防止を図るための緊急作業に従事した労働者の放射線被ばくによる健康障害防止の徹底が重要な課題となっていた。

このような中、平成23年5月17日に、原子力災害対策本部において決定された「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」において、「被ばく線量の管理」、「臨時の健康診断の徹底」、「作業届の提出による労働者の被ばく管理等の確認」及び「データベースの構築による健康管理」が掲げられ、緊急作業に従事する労働者の健康管理の強化について、政府を挙げて取り組むこととなった。

（※）平成23年12月2日時点の東京電力の発表に基づく



東電福島第一原発

（写真：東京電力提供）

【図5：東電福島第一原発・事故の収束に向けた工程表（ロードマップ）】※資料出典：経済産業省ホームページ

平成23年12月16日
原子力災害対策本部
政府・東京電力統合対策室

東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 当面の取組のロードマップ(ステップ2完了)

☆印:報告徴収済、色色は予定した日付

課題	初回(4/17)時点	ステップ1(3ヶ月程度)	ステップ2(年内)	現時点(12/16)	中期的課題(～3年程度)	
I. 冷却	(1) 原子炉 淡水注入	最小限の注水による燃料冷却(注水冷却)	循環注水冷却(継続)	冷温停止状態	冷温停止状態の維持継続	
		滞留水再利用の検討/準備	窒素充填(継続)	より安定な冷却	滞留水全体量を減少	滞留水再利用の検討/準備
	(2) 燃料プール 淡水注入	窒素充填☆	作業環境改善☆	注入操作の遠隔操作	燃料の取り出しの作業開始	窒素充填
		循環冷却システム(熱交換器の設置)	熱交換機能の検討/実施	海洋汚染拡大防止	海洋汚染拡大防止	構造材の腐食破損防止
II. 抑制	(3) 滞留水 放射レベルの高い水の移動	保管/処理施設の設置☆	施設拡充/本格処理施設検討	本格水処理施設の設置	滞留水の処理継続	
		保管施設の設置/除染処理	除染/塩分処理(再利用)等	廃スラッジ等の保管/管理	廃スラッジ等の処理の研究	廃スラッジ等の保管/管理
	(4) 地下水 地下水の汚染拡大防止	地下水の汚染拡大防止	海洋汚染拡大防止	海洋汚染拡大防止	海洋汚染拡大防止	海洋汚染拡大防止
		遮水壁の方式検討	遮水壁の設計・着手	地下水の汚染拡大防止	地下水の汚染拡大防止	地下水の汚染拡大防止
	(5) 大気・土壌 飛散防止剤の散布	飛散防止剤の散布	飛散防止剤の散布(継続)	飛散抑制	飛散抑制	飛散防止剤の散布
		瓦礫の撤去・管理	瓦礫の撤去・管理(継続)	原子炉建屋カバーの設置(1号機)☆	瓦礫の撤去/カバーの設置	瓦礫の撤去・管理
(6) 環境モニタリング 発電所内外の放射線量のモニタリング拡大・充実・公表	環境モニタリングの継続	環境モニタリングの継続	環境モニタリングの継続	環境モニタリングの継続	環境モニタリングの継続	
III. 除染	(1) 公衆 本格的除染の検討・開始	本格的除染の検討・開始	本格的除染の検討・開始	本格的除染の検討・開始	本格的除染の検討・開始	
		余震・津波対策の拡充、多様な放射線遠へい対策の準備	余震・津波対策の拡充、多様な放射線遠へい対策の準備	余震・津波対策の拡充、多様な放射線遠へい対策の準備	余震・津波対策の拡充、多様な放射線遠へい対策の準備	
	(2) 各号機 (4号機燃料プール)支持構造物の設置☆	各号機の補強工事の検討☆	各号機の補強工事の検討☆	各号機の補強工事の検討☆	各号機の補強工事の検討☆	
IV. 労働者対策	作業員の生活・職場環境の改善	作業員の生活・職場環境の改善	作業員の生活・職場環境の改善	作業員の生活・職場環境の改善	作業員の生活・職場環境の改善	
		放射線管理・医療体制の改善	放射線管理・医療体制の改善	放射線管理・医療体制の改善	放射線管理・医療体制の改善	
	要員の計画的育成・配置の実施	要員の計画的育成・配置の実施	要員の計画的育成・配置の実施	要員の計画的育成・配置の実施	要員の計画的育成・配置の実施	
中長期的課題への対応	中期的安全確保の考え方	中期的安全確保に基づき施設運営計画の策定	施設運営計画に基づく対応	中長期ロードマップ作成	施設運営計画に基づく対応	

(1) 緊急作業従事者の被ばく線量限度に係る特例省令の制定

東電福島第一原発での、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があるため、特にやむを得ない緊急の場合に限り、作業に従事する労働者が受ける実効線量の限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げるといふ特例省令を制定(平成23年3月15日)。

(2) 原発事故対応のための労働基準行政の体制確保(再掲)

「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」(平成23年5月17日原子力災害対策本部決定)に定められた東電福島第一原発での作業員の健康管理対策等を推進するため、「厚生労働省福島第一原発作業員健康管

理等対策推進室」を設置（平成 23 年 5 月 20 日）（平成 23 年 6 月 8 日に「東電福島第一原発作業員健康対策室」に名称を変更）。

（3）東電福島第一原発に対する指導等

ア 作業員の被ばく線量管理、被ばく低減等に係る指導（下記イ以外）

- ① 福島労働局から東電福島第一原発に対し、作業員の個人被ばく線量の測定と被ばく限度の管理について徹底するよう口頭指導（平成 23 年 3 月 30 日）。
- ② 東電福島第一原発で緊急作業に従事した労働者が、その後、通常の放射線業務に従事する場合の被ばく線量に係る指導について、留意すべき事項を労働局に通知（平成 23 年 4 月 28 日）。
- ③ 東京電力本社に対し、上記通知に基づく被ばく線量の管理の徹底を指導するとともに、緊急作業従事後の就業上の措置について、協力会社の労働者を含めて不利益な取扱いがないよう配慮等を要請（平成 23 年 4 月 28 日）。
- ④ 福島労働局から東京電力に対し、東電福島第一原発で緊急作業に従事する労働者のうち内部被ばく線量の高いと考えられる者について早急に調査を行うよう口頭指導（平成 23 年 4 月 30 日）。
- ⑤ 平成 23 年 5 月 2 日の J ヴィレッジへの立入調査の結果を受けて、福島労働局から東京電力に対し、改めて被ばく線量の管理等の徹底を指導するとともに、臨時の健康診断や内部被ばく線量の測定を行うよう指導し、併せて労働者の生活環境の改善、心身の不調への対応、熱中症予防対策について改善を行い、労働者の健康管理等の徹底を図るよう要請（平成 23 年 5 月 13 日）。
- ⑥ 「当面の取組方針」を踏まえ、東電福島第一原発の安全衛生管理体制の確立、被ばく管理と安全衛生教育の強化、一定の緊急作業の労働基準監督署への届出等について、東京電力に対して指導（平成 23 年 5 月 23 日）。
- ⑦ 東電福島第一原発で平成 23 年 3 月中に緊急作業に従事した労働者の被ばく線量について東京電力から報告を受け、東京電力に対し、所属事業者から連絡がとれなかった者を含め、速やかな内部被ばく測定にさらに進めるとともに、暫定値が 200 ミリシーベルトを超える者を直ちに緊急作業から外し、内部被ばく暫定値が 100 ミリシーベルトを超える者について、精密測定の結果が出るまでの間、内部被ばくのおそれのある作業に就かせないよう指導（平成 23 年 6 月 20 日）。
- ⑧ 東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する被爆線量の測定・評価に遅れが見られることについて、また、緊急作業に関する作業届に関し修正指示への対応に著しい遅れが生じていることについて、東京電力に対して指導（平成 23 年 6 月 30 日）。
- ⑨ 平成 23 年 4 月中に新たに緊急作業に従事した労働者の内部被ばく線量等について東京電力から報告を受けたが、118 人の連絡先不明者、約 1300 人の未測定者等が判明したことから、東京電力に対し、不明者についての徹底した調査と再報告を指導。また、日々の外部被ばく線量を労働者に書面で通知するシステムの構築、労災保険制度の概要の周知を含めた安全衛生教育の充実について指導（平成 23 年 7 月 13 日）。

イ 作業員の被ばく事故等に係る指導

- ① 東電福島第一原発で平成23年3月24日に作業員3人が被ばくする事故が発生したことを受け、福島労働局から東電福島第一原発に対し、安全衛生管理体制を確立してから作業を再開するよう口頭指導（平成23年3月24日）するとともに、指導票の交付による文書指導（平成23年3月26日）。
- ② 東電福島第一原発で女性労働者が被ばく限度を超えていたことを受け、福島労働局から東京電力に対し、労働者の被ばく限度の管理について徹底するよう口頭指導（平成23年4月27日）。
- ③ 東電福島第一原発作業員健康対策室（厚生労働省、福島労働局、富岡労働基準監督署）が東電福島第一原発に立入調査を実施（平成23年5月27日）し、東京電力等に対し、上記①と②に係る労働安全衛生法違反について、福島労働局長名で是正を勧告（平成23年5月30日）。
- ④ 東電福島第一原発の労働者2人が250ミリシーベルトを超えるおそれのある内部被ばくを受けたと判明したことを受け、当該労働者2名の内部被ばく線量の確定、これまでに緊急作業に従事した労働者に対する内部被ばく測定の前急な実施等について東京電力に対して指導（平成23年5月30日）。

また、東電福島第一原発作業員健康対策室（厚生労働省、福島労働局）が東電福島第一原発に立入調査を実施（平成23年6月7日）し、東京電力に対し、当該労働者2人に250ミリシーベルトを超えて作業を行わせた労働安全衛生法違反について、福島労働局長名で是正を勧告。併せて、東京電力の役員を厚生労働省に呼び、上記是正勧告の内容を説明し、嚴重注意（平成23年6月10日）。

- ⑤ 東電福島第一原発の労働者の被ばく線量について、250ミリシーベルトを超えるおそれのある者が新たに6人（その後4人に修正）いるとの報告を東京電力から受けたことから、東京電力に対し、暫定値が200ミリシーベルトを超える者を、直ちに緊急作業から外すよう指導（平成23年6月13日）するとともに、内部被ばく暫定値が100ミリシーベルトを超える者について、精密測定の結果が出るまでの間、内部被ばくのおそれのある作業に就かせないように指導（平成23年6月14日）。
- ⑥ 東電福島第一原発での平成23年6月13日の作業で労働者がマスクにフィルターをつけ忘れていたことと6月15日の作業で労働者がクレーンの運転席でマスクを外し喫煙していたことを受け、関係事業者に対し、有効な呼吸用保護具を労働者に着用させていなかったことと放射性物質を吸入摂取するおそれのある作業場で労働者が喫煙することを禁止していなかった労働安全衛生法違反について富岡労働基準監督署長名で是正を勧告（平成23年6月22日）。また、平成23年6月29日に労働者が使用するマスクにフィルターを付け忘れてたまま免震重要棟外に出たことを受け、関係事業者に対し、富岡労働基準監督署長名で是正を勧告（平成23年7月1日）。
- ⑦ 東電福島第一原発の労働者の被ばく線量について、被ばく限度である250ミリシーベルトを超えた者が新たに3名確定（合計6名）したとの報告を東京電力から受けたこと等から、東電福島第一原発作業員健康対

策室（厚生労働省、福島労働局）が同原発に立入調査を実施（平成 23 年 7 月 11 日）し、東京電力に対し、有効な呼吸用保護具を労働者に使用させていなかった等の労働安全衛生法違反について、福島労働局長名で是正を勧告（平成 23 年 7 月 14 日）。

ウ 作業員の健康確保等に係る指導

- ① 福島労働局から東電福島第一原発の責任者に対し、緊急作業に従事した労働者に対する臨時の健康診断の実施を指示。併せて、東京電力本社の担当者を厚生労働省に呼び、上記指示を説明し、本社としての適正な管理を要請（平成 23 年 3 月 16 日）。
- ② 東電福島第一原発で平成 23 年 3 月 24 日に被ばくした作業員 3 人に関する今後の健康診断について、福島労働局から事業者へ指示（平成 23 年 4 月 10 日）。
- ③ 緊急作業終了後の臨時の健康診断に加えて、作業従事中で実効線量が 100 ミリシーベルトを超えた労働者と作業従事期間が 1 か月を超えた労働者について、原則として 1 月以内ごとに臨時の健康診断を実施するよう、福島労働局から事業者へ指示（平成 23 年 4 月 25 日）。
- ④ 東電福島第一原発での、熱中症の予防対策を強化するため、平成 23 年 7、8 月の 14 時から 17 時の炎天下では、事故収束に向けた工程に配慮しつつ原則として作業を行わないことなどについて東京電力に対して指導（平成 23 年 6 月 10 日）。
- ⑤ 東電福島第一原発で緊急作業を行う元方事業者に対し、請負体系図、実施中の工事内容、関係請負人の労働者数、安全衛生教育の実施状況、健康診断の実施状況等について、毎月報告を行うよう指導（平成 23 年 6 月 27 日）。

【表5：国民の皆様から寄せられた声（激励等、平成23年9月まで受付分のうちから一部を抜粋）】

平成 23.4.10	原発の作業員は寝不足などの労働条件の悪いところで仕事をしているらしい。厚生労働省は働く人の健康について、労働環境等を改善するよう検討して欲しい。
平成 23. 4.21	原発事故の後処理をしている作業員は過酷な労働条件で仕事をしている。国が労働条件を改善してあげて欲しい。
平成 23. 5.9	日本史上、最大の危機と立ち向かう、日本政府とその関係者に激励と敬意を表します。最前線で作業する人達は、極度の緊張状態に置かれていると想像します。今後とも、彼らに対する最大の援助を望むものです。政府の多方面に渡る対策に、国民の総ての目がそそがれています。気を抜くことが出来ない日々が続きますが、頑張ってください。
平成 23.5.31	福島原発復旧作業にあたっておられる方々に敬意と感謝をささげます。放射線の長期被曝による将来的健康管理の必要性があるのではと案じています。働く方々全員に所持してもらい管理してあげてください。労使双方でデータが共有されることに意義があると思いますからこの点にもご配慮してください。
平成 23. 7.24	原発の現場で、危険で困難な作業を引き受けてくださっています。東電本社への指導だけでなく、政府も現地で、安全と健康が最大限に守られるように尽力していただきたいです。
平成 23. 8.12	いつも日本国民の為に、有難うございます。福島原発作業員の所在不明問題や作業員の被曝管理のずさんなどをテレビで観て、心配しています。誰かが作業しなければいけないのなら、そして、廃炉までに今後30年以上もかかるなら、関わる作業員の健康と安全を、将来にわたり、きちんと保証してほしいです。よろしくお願いします。
平成 23. 9.17	福島原発で作業されている方の労働環境の改善を望みます。

エ 東電福島第一原発への医師の派遣対応

- ① 東電福島第一原発の労働者の健康診断等を行うため、学校法人産業医科大学から医師を派遣（平成23年5月15日～）。
- ② 東電福島第一原発の労働者の健康管理体制の強化のため、独立行政法人労働者健康福祉機構から労災病院の医師を派遣（平成23年5月29日～）。産業医科大学から派遣されている医師に加えて、東電福島第一原発内に24時間医師を配置する体制を整備。
- ③ 東電福島第一原発の医療体制を強化するため、厚生労働省と文部科学省が連携して新たな医療チームの派遣を支援し、産業医科大学と労災病院から派遣されている医師と併せて、東電福島第一原発内に複数の医師を24時間配置する体制を整備（平成23年6月30日）。



東電福島第一原発内の診療所
（救急医療室）
※写真提供：東京電力

オ その他

東電福島第一原発で緊急作業に従事する特殊・高度技術者について、現在のロードマップに沿って緊急作業が進んだ場合に必要な人員等の見積もりを行うことと不測の事態も想定した上で今後必要となる特殊・高度技能者の養成を進めるよう、大臣の指示で経済産業省と原子力安全・保安院に対し申入れ（平成 23 年 5 月 27 日）。



小林前政務官への概況説明の様子（平成 23 年 4 月 8 日、福島労働局）

ステップ2（原子炉冷温停止状態）達成前まで（平成23年7月20日～12月15日）

東電福島第一原発では、平成23年7月19日、「東電福島第一原発・事故収束に向けた道筋当面のロードマップ」における1ステップの目標「原子炉安定的冷却」が達成されたが、原子炉の冷却、抑制のため、原発施設内での放射線業務や各種工事等は継続して行われるため、これら業務、工事等に従事する労働者の健康確保に、引き続き万全を期する必要がある。

特に、平成23年8月1日には、1、2号機の原子炉建屋の西側排気塔付近で、測定器の測定限界に相当する10シーベルト以上の高い放射線量が計測されるなどの状況もみられたことから、高線量の作業区域における放射線被ばく防止の徹底を図る必要がある。

このため、以下のとおり、引き続き、作業者の放射線被ばく線量の低減のための措置の徹底等、各種の健康確保対策に万全を期して取り組んだ。

また、緊急作業に従事した労働者の放射線被ばく線量や健康診断結果に基づくデータベースの構築のための各種の準備対応を行った。

（1）東電福島第一原発に対する指導等

ア 作業員の被ばく線量管理、被ばく低減等に係る指導（下記イ以外）

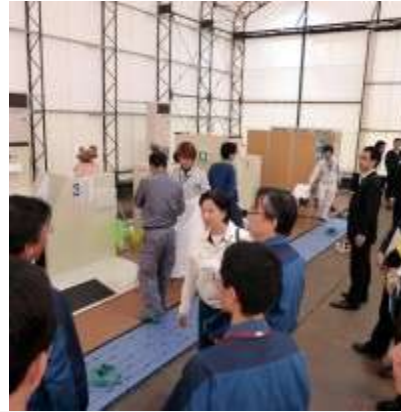
- ① 東京電力への指導に加え、元方事業者22社に対し、内部被ばくの測定評価が終了していない者を調査の上、速やかに受検させることと関係請負人を含めた安全衛生管理体制を確立することについて指導（平成23年7月22日）。
- ② 緊急作業従事者の被ばく線量等について東京電力から追加報告を受けたところ、平成23年3月と4月からの緊急作業従事者のうち内部被ばく線量の未測定者等がいまだに440人おり、連絡先不明者も184人いることが判明したことから、東京電力に対し徹底した調査と再報告を指導（平成23年7月29日）。
- ③ 平成23年5月中に新たに緊急作業に従事した労働者の内部被ばく線量と平成23年3月、4月中の従事者の未報告分について東京電力から報告を受け、143人の連絡先不明者等が判明したことから、東京電力に対し、さらなる徹底調査と再報告を指導。また、計画外被ばくが判明した作業について、作業届が提出されていなかったため、すみやかな提出と、被ばく低減措置の適切な実施を指導（平成23年8月10日）。
- ④ 平成23年3月中に緊急作業に従事した労働者に対して、3か月以内ごとに1回、内部被ばく測定を実施していなかった等の労働安全衛生法違反について、東京電力を含む関係事業者15社と元方事業者6社に対し、福島労働局長名で是正を勧告（平成23年8月30日～31日）。併せて、東京電力の役員を厚生労働省に呼び、上記是正勧告の内容を説明し、厳重注意するとともに、元方事業者の本社に対しても指導（平成23年8月31日）。

- ⑤ 平成 23 年 6 月中に新たに緊急作業に従事した労働者の内部被ばく線量と 3 月から 5 月中の従事者の未報告分について東京電力から報告を受け、連絡先不明者が計 88 人となっていることから、東京電力に対し、さらなる徹底調査と再報告を指導（平成 23 年 8 月 31 日）。
- ⑥ 東電福島第一原発での緊急作業に係る被ばく限度の引下げに向けて、検討チームを組織し、高線量被ばく作業と高線量箇所の洗い出し並びに被ばく低減措置等の検討を行うよう東京電力に指導（平成 23 年 8 月 31 日）。
- ⑦ 平成 23 年 7 月中に新たに緊急作業に従事した労働者の被ばく線量と 3 月から 6 月中の従事者の未報告分について東京電力から報告を受け、連絡先不明者が計 65 人いること等から、東京電力に対し、不明者の調査、測定の適切な実施を指導。併せて、計画外被ばくや身体汚染が発生していることについて、原因調査と改善措置を講じるよう指導（平成 23 年 9 月 15 日）。
- ⑧ 平成 23 年 8 月中に新たに緊急作業に従事した労働者の被ばく線量と 3 月から 7 月中の従事者の未報告分について東京電力から報告を受け、連絡先不明者は計 20 人となった。東京電力に対し、不明者の調査、測定 of 適切な実施を指導（平成 23 年 9 月 30 日）。
- ⑨ 平成 23 年 9 月中に新たに緊急作業に従事した労働者の被ばく線量と 3 月から 8 月中の従事者の未報告分について東京電力から報告を受け、未測定者は 173 人（うち連絡先不明者は 16 人）となった。東京電力に対し、不明者の調査、測定 of 適切な実施を指導（平成 23 年 10 月 31 日）。
- ⑩ 平成 23 年 10 月中に新たに緊急作業に従事した労働者の被ばく線量と 3 月から 9 月中の従事者の未報告分について東京電力から報告を受け、未測定者は 109 人（うち連絡先不明者は 16 人）となった。東京電力に対し、専門家（調査機関）を用いて不明者の調査を行うよう指導（平成 23 年 11 月 30 日）。

イ 作業員の被ばく事故等に係る指導

- ① 東電福島第一原発作業員健康対策室福島支部（福島労働局）が東電福島第一原発に立入調査を実施（平成 23 年 9 月 28 日）し、関係事業者に対し、8 月 31 日の身体汚染等に係る労働安全衛生法違反について、富岡労働基準監督署長名で是正を勧告（平成 23 年 10 月 5 日）。
- ② 緊急作業で使用している全面形マスクのフィットネス(※)などの状況について、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が調査結果と改善提言に関する報告書を取りまとめたことを踏まえ、東京電力に対し、報告書の提言を踏まえた対策の実施を指導（平成 23 年 10 月 14 日）。※呼吸用保護具と着用者の顔面との密着の度合い
- ③ 平成 23 年 10 月 29 日に東電福島第一原発で移動式クレーンに係る労働災害が発生したこと、また、年内に原子炉を安定的な冷温停止状態にするための工程（ステップ 2）が完了し、原発事故の収束に向けた様々な新たな工事が開始されることから、各種工事の労働災害防止対策の徹底を福島労働局に指示するとともに、東京電力に対しても発注者として安全確保措置を強化するよう指示（平成 23 年 11 月 24 日）。

- ④ 東電福島第一原発作業員健康対策室（厚生労働省、福島労働局）が東電福島第一原発等に立入調査を実施（平成 23 年 12 月 1 日、2 日）し、関係事業者に対し、移動式クレーンの運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知していなかった等の労働安全衛生法違反について、富岡労働基準監督署長名で是正を勧告（平成 23 年 12 月 9 日）。



小宮山大臣のJヴィレッジ及びホールボディーカウンター（WBC）検査の視察の様子（平成 23 年 10 月 18 日）

ウ 作業員の健康確保等に係る指導

緊急作業従事者に対する臨時の健康診断の実施に当たっての留意事項を示すとともに、実施状況の定期的な報告を行うよう、福島労働局から関係事業者へ指示（平成 23 年 8 月 5 日）。

（2）緊急作業従事者の長期的な健康管理

- ① 東電福島第一原発の緊急作業従事者の長期的な健康管理のためのデータベースの項目と健康管理の大枠を取りまとめ、グランドデザインとして公表（平成 23 年 8 月 3 日）。
- ② 東電福島第一原発の緊急作業従事者の長期的な健康管理について、検討会報告書を取りまとめ公表（平成 23 年 9 月 26 日）。
- ③ 平成 23 年 9 月 26 日に公表した検討会報告書を踏まえ、東電福島第一原発の緊急作業従事者の長期的健康管理のため、事業者に対し被ばく線量等の記録等の提出を義務付ける等の内容の「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案要綱」について、労働政策審議会に諮問、答申（平成 23 年 9 月 30 日）。
- ④ 緊急作業従事者の長期的健康管理のために、事業者に対し被ばく線量の記録と健康診断結果の提出等を義務付けるよう電離放射線障害防止規則を改正するとともに、被ばく線量に応じた検査等の実施について定めた「東電福島第一原発における緊急作業従事者の健康の保持増進のための指針」を公表（平成 23 年 10 月 11 日）。

(3) 緊急作業従事者の被ばく線量限度の引き下げ

- ① 改正日以後に新たに緊急作業に従事する労働者の被ばく線量の上限について、原子炉施設等又はその周辺の毎時 0.1 ミリシーベルトを超えるおそれのある区域での原子炉冷却機能の喪失等に対応するための応急の作業を行う場合を除き 100 ミリシーベルトに引き下げる省令改正案について、労働政策審議会に諮問、答申（平成 23 年 10 月 24 日）し、改正省令を公布、施行（平成 23 年 11 月 1 日）。
- ② 東電福島第一原発の原子炉を安定的な冷温停止状態にするための工程（ステップ 2）の完了をもって、一部の作業で 250 ミリシーベルトに引き上げられていた被ばく線量限度の特例を廃止する省令案について、労働政策審議会に諮問、答申（平成 23 年 11 月 21 日）し、ステップ 2 の終了とともに特例省令を廃止（平成 23 年 12 月 16 日）。

(4) 原子力事故による損害賠償の手續に係る支援について

東電福島第一原発と第二原子力発電所の事故による損害賠償の手續について、労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の窓口等で情報提供するよう労働局長へ通知（平成 23 年 9 月 12 日）。

ステップ2達成以降（平成23年12月16日～）

平成23年12月16日、政府の原子力災害対策本部において、「東京電力福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋 当面のロードマップ」におけるステップ2（冷温停止状態の達成）の完了が確認され、事故の収束が宣言された。

これを受け、平成23年12月16日付けで「平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令（厚生労働省令第147号）」が施行され、被ばく限度を250ミリシーベルトとした特例省令について、一部の経過措置対象者を除き廃止とした。

このようにステップ2は完了したが、東電福島第一原発における放射線業務や、構内における各種工事は、継続して行われていることから、これらの業務、工事の際における労働者の放射線障害防止や労働災害の防止等の安全衛生対策は、引き続き、これを徹底して行うほか、緊急作業に従事した労働者の放射線被ばく線量や健康診断結果に基づくデータベースの構築と、その運用を的確に行う必要があった。

さらに、東電福島第一原発から放出された放射性物質により、福島県をはじめ東日本の広範囲にわたり土壌等が汚染されたため、この除染が原発事故に係る政府の重要課題となっているが、この除染作業には多くの労働者が携わることから、労働者の放射線被ばく防止を図る必要があった。

以上の課題を踏まえ、次のような取組を行った。

（1）東電福島第一原発に対する指導等

- ① 11月までに緊急作業に従事した労働者の被ばく線量について東京電力から報告を受け、連絡先不明者は10人となった（平成23年12月27日）。
- ② 12月までに緊急作業に従事した労働者の被ばく線量について東京電力から報告を受け、被ばく線量が100ミリシーベルトを超えた者は167人で増加しておらず、50超～100ミリシーベルトの者が前月比26人増の697人となった（平成24年1月31日）。
- ③ 東電福島第一原発作業員健康対策室福島支部（福島労働局）が東電福島第一原発等に立入調査を実施し（平成24年1月25日、26日）、放射線にさらされる業務への配置換えの際に、健康診断を実施していなかった等の労働安全衛生法違反について、関係事業者に対し、富岡労働基準監督署長名で是正を勧告（平成24年2月2日）。

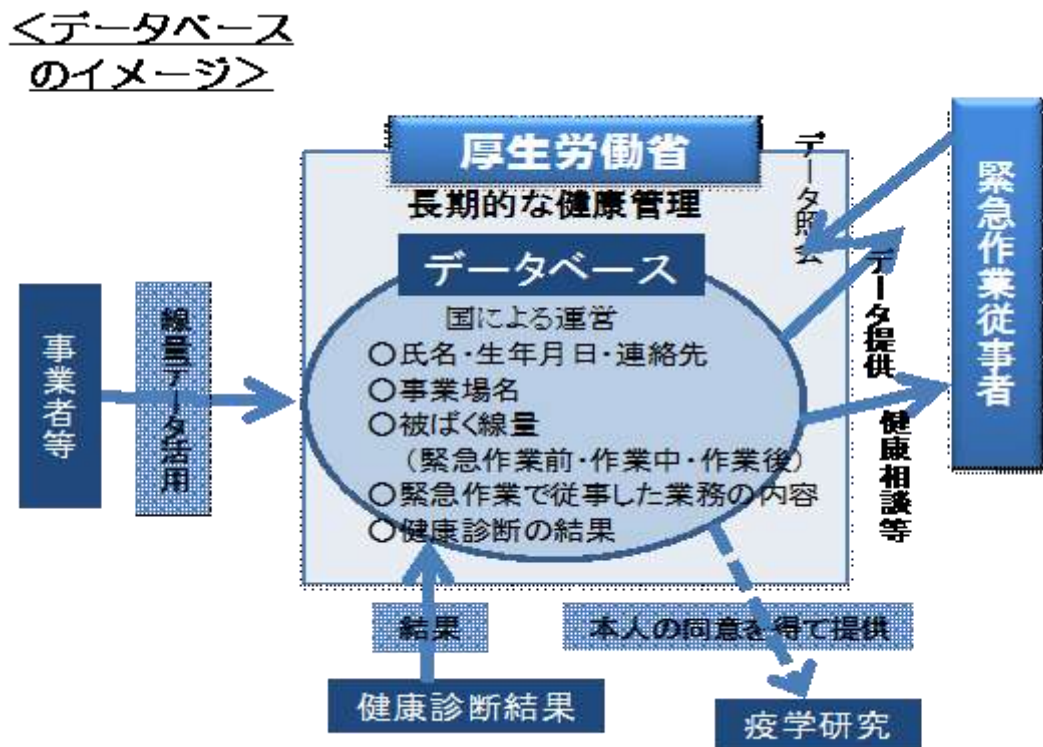
(2) 緊急作業従事者の長期的な健康管理

① 開発中の東電福島第一原発作業員の長期的な健康管理のためのデータベースの一部の機能が使えるようになり、退職や転職で放射線業務から離れた方を対象に、被ばく線量の照会の受付を開始（平成 24 年 1 月 10 日）。

- ・被ばく管理データベースの構築【2次補正予算関係】
- ・被ばく線量等管理データベースの運用、健康相談窓口の設置【3次補正予算関係】

② 東電福島第一原発で緊急作業に従事した後、退職や転職による放射線業務を離れた方を対象に、被ばく線量や健康診断結果等のデータベースを活用したフリーダイヤル又は予約による健康相談を開始（平成 24 年 3 月 16 日）。

【図 6：緊急作業従事者の長期的な健康管理の全体像】



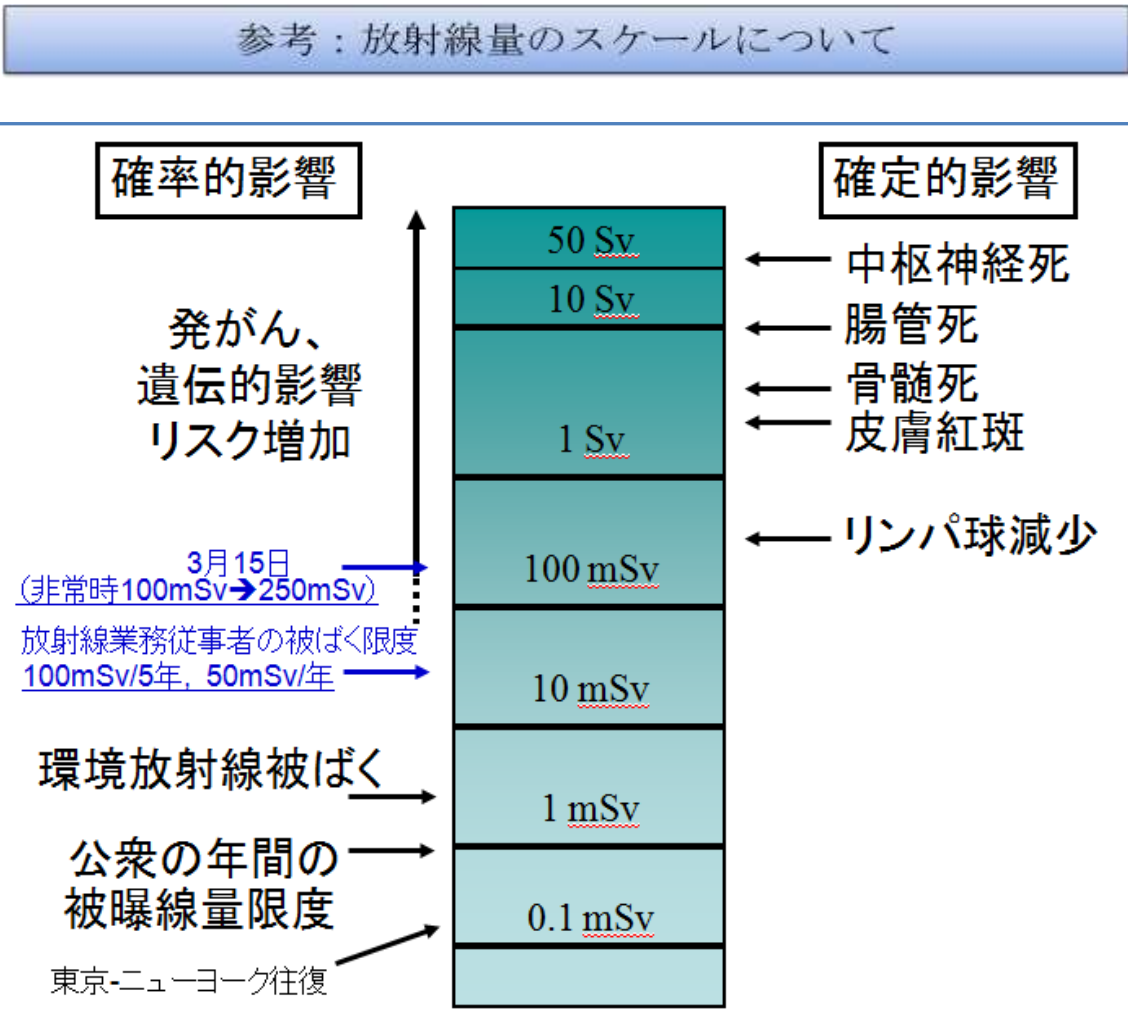
(3) 除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止関係

- ① 原子力災害対策本部から「市町村による除染実施ガイドライン」が示されたことを受け、外部被ばく線量の記録、安全衛生教育の実施等、除染作業に労働者を就かせる場合に事業者が実施すべき事項について、労働局と関係 9 県に対して通知（平成 23 年 9 月 9 日）。
- ② 除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会の報告書を取りまとめ公表（平成 23 年 11 月 28 日）。
- ③ 除染作業等に従事する労働者の放射線障害を防止するため、被ばく低減のための措置、汚染拡大の防止措置、労働者の教育、健康管理などを

規定した省令案を労働政策審議会に諮問、答申（平成 23 年 12 月 12 日）。「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（以下「除染電離則」という。）を公布（平成 24 年 1 月 1 日施行）し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表（平成 23 年 12 月 22 日）。

- ④ 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染特別地域等で重要な生活基盤の点検、整備の作業に従事する労働者の放射線障害防止のために講じるべき措置について、労働局と関係 8 県に通知（平成 24 年 2 月 14 日）。
- ⑤ 除染電離則による除染等業務を行う事業者に対して、労働者への特別教育を義務付けたが、規則制定後間もない状況の下、事業者が放射線などの専門知識を要する講習を自力で実施することは難しいこと等から、関係労働局が主体的に、事業者に対し除染等業務に係る講習会を開催した（平成 23 年 12 月～平成 24 年 3 月までに労働局主催で 32 回実施、受講者数約 6000 人）。

【図 7：放射線量スケール】



第4 今後の課題

東日本大震災の発生からはや1年が経過したが、今なお、約34万人の人々が避難生活を送られており、被災地域では、いまだに最終処分場に膨大ながれきが処分されずに残ったままの状態となっている。このように、復旧・復興への道のりは遠く幾多の困難も伴うことが予想されるが、復旧・復興工事は、これから本格化し、徐々に地域の復興、地域住民の生活再建が進展していくものと思われ、また、1日も早い復興・再建が望まれる。

また、原発事故は収束となったものの、その影響はいまだに甚大であり、引き続き、冷温停止状態を維持継続させるための様々な対応が必要であるほか、東電福島第一原発の原子炉から放出された放射性物質の影響から、福島県をはじめ東日本の広範囲にわたり土壌等が汚染されたため、この除染への対応が急務となっている。

このような状況の中、労働基準行政としては、労働者保護の基本理念の下、労働条件の確保や労働者の安全と健康確保、被災者やその遺族への労災保険給付を通じた社会援護等、震災直後から取り組んできた様々な取組を踏まえ、被災地域の動向等を注視しつつ、労働基準行政が取り組むべき次のような主要な課題に対し、全力で取り組んでいく。

(1) 労働条件の確保・改善等

被災地域では、厳しい経済・雇用情勢の下、これから復旧・復興に向けた動きが本格化していく中で、被災者をはじめとする労働者の生活再建が重要となることから、労働者が安心して働けるよう、労働条件の確保等を通じ、労働環境の整備を図っていく必要がある。

このため、労働基準行政としては、解雇や雇止め、賃金等の様々な労働相談に懇切、丁寧に対応するとともに、労働条件確保上の問題が生じた場合には、監督指導等を通じて、迅速・的確に対応していく必要がある。

また、震災後、メンタルヘルスの不調を訴える労働者も依然として多く存在しているものと思われることから、これら労働者への健康相談対応等を的確に行っていく必要がある。

(2) 東日本大震災からの復旧・復興に従事する労働者の安全と健康確保

東日本大震災の復旧・復興作業が本格化していく中で、復旧、復興工事での重機災害や墜落・転落災害をはじめとする労働災害の発生や、解体工事等でのアスベストのばく露による健康障害の発生が懸念されることから、労働災害防止対策、アスベストによる労働者の健康障害防止対策に万全を期する必要がある。

このため、まず、震災復旧・復興工事については、現在、被災地で実施されている建築物等の解体工事での労働災害防止対策を引き続き徹底するとともに、被災地の地方自治体が作成した復興計画に基づき、今後、進展が見込まれる復興工事については、地方自治体の発注情報を把握した上で、集団指導、パトロール、個別指導等を組み合わせることで効果的・効率的な指導を実施する必要がある。

また、震災復興工事では、一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施されることから、工事の輻そうによる労働災害を防止するため、地方自治体の公共工事担当部署等との連絡会議を開催するとともに、発注者と近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置・開催を指導するなど、復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策をしっかりと推進することが必要である。

なお、建築物の解体等の工事や集積されたがれきの処理等に当たっては、建材中にアスベストが含まれている可能性があるため、呼吸用保護具の着用と安全衛生教育の実施等の健康障害を防止するための措置を徹底する。また、復旧・復興工事には、被災者や他業種の労働者が建設業に新たに参入することが予想されるため、新規入職者に対する安全衛生教育が確実に行われるよう徹底する必要がある。

(3) 除染等業務従事者の放射線障害防止

平成24年度から本格化する除染等業務に従事する労働者の放射線障害を防止するため、平成24年1月1日から施行された除染電離則と「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日基発1222第6号。以下「ガイドライン」という。）に基づき、発注者である地方自治体等と連携しつつ、①被ばく線量管理、②被ばく低減のための措置、③汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置、④労働者に対する教育、⑤健康管理のための措置、⑥安全衛生管理体制等がしっかりと実施されるよう、除染等業務を行う事業者に対する監督指導、個別指導等を徹底する必要がある。

また、今後の除染作業の進展に伴い、避難区域の縮小の準備のため、避難区域内の生活インフラの復旧工事等も活発化することが予想されるが、土壌の掘削等、除染等作業と同様の被ばくが予想される作業を含む工事等を実施する事業者に対し、ガイドラインに規定されている事項のうち、被ばく管理、汚染拡大防止、内部被ばく防止、労働者教育等のうち、必要な事項を実施するよう指導していく必要がある。

さらに、上下水道施設、焼却施設、中間処理施設、埋め立て処分場等での業務等、除去土壌又は汚染廃棄物の処分の業務については、管理された線源からの被ばくであることから、除染電離則ではなく従来の電離則を適用することとしているので、電離則に基づく被ばく管理等がしっかりと行われるよう関係事業場を指導していく必要がある。

(4) 東電福島第一原発での放射線業務と各種工事等従事者の電離放射線障害防止等

東電福島第一原発で放射線業務と各種工事に従事する労働者の放射線障害を防止するため、東京電力、元方事業者並びに関係事業者に対する被ばく管理、健康管理等に関し、必要な監督指導等を行う必要がある。また、一定の線量を超える緊急作業従事者に対しては、事業者が「東電福島第一

原発における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日付け公示第5号)に基づくがん検診等を実施するよう指導を行う必要がある。

さらに、一定の線量を超える被ばくをした緊急作業従事者が就業上の不利益な取扱いを受けることのないよう、その処遇、配置等の配慮を指導しているので、必要に応じ事業場に対する指導、労働者の就業支援等を行う必要がある。

第5 震災対応等に当たった職員の回顧録

岩手労働局労働基準部監督課
地方労働基準監察監督官
(当時：釜石労働基準監督署長)
澤田 秀幸

当時、私の勤務していた釜石労働基準監督署は釜石港湾合同庁舎の3階にあり、眼下に釜石港を臨むロケーションにありました。

3. 11の時、今までに感じたことの無いような揺れが数分間続き、ようやく収まった頃、職員の様子をみると、談笑していたり、深刻な表情をしていたりと様々な温度差がありました。停電の影響なのか防災無線も停止していたことから、携帯端末等で情報を収集しましたが、津波の高さも60 cmから3メートル等様々な情報が飛び交っており、過去に津波警報があっても肩すかしをくらっていたこともあったし、大丈夫だろうというのが正直な気持ちでした。

しかしその反面、あの地震の揺れで、果たして何も無く済むのだろうかという疑問もあり、少しでも危惧感を持つ以上、最悪に備えるべきではないかという想いもありました。

果たしてどのような行動をとるのがベストなのか、避難すべきか、庁舎にいた方が安全ではないのか、庁舎をもなぎ倒す勢いの津波だったらどうする、電動シャッターで収容されている官用車をどうする、通勤用の職員の車はどうする、停電で信号が機能しておらず渋滞とならないか、時間にしては数分ですが、今思い返すと何時間も逡巡し

ていたような気持ちでした。職員や来庁者の安全確保が第一という極めてシンプルな答えさえ、瞬時に決断できなかったわけです。

地震発生後の10分過ぎに、庁舎の向かいの高台に徒歩で避難するよう職員に命じ、署への問い合わせ等来客対応に備えるため、避難列最後尾の監督課長に「私は残るから、みんなを頼む」と告げ、職員の後ろ姿を見送りました。

全員が避難して10数分後、海の水かさが増していき、大潮のような状態となりました。「この程度で済むんだろう」と感じた直後、急激に海全体が膨らんだ状態となり、防波堤を越え、あっという間に10メートルにもならないとする高さの水が、陸上の全てのもののみ込むかの勢いで押し寄せてきたのです。

津波は庁舎の2階の天井部にまで浸水し、もしかしたら3階の監督署も呑まれるか、と感じながらも、なおもどのような行動をとるのがベストなのか、と考え、とりあえず、荷造り用の紐を投げ縄風加工して、引き波で流されてくるかもしれない住民を救おうと窓際で波を注視していました。

今思うと、濁流のように寄せては引く波の中、荷造り用の紐で人を救うなんて不可能だったろうと思いますが、当時はやはり気が動転していたのでしょう。

そのうち、大きな貨物船が漂うように港湾合同庁舎に向かって近づいてくる状況が目に見え、屋上に避難しました。

屋上では海上保安庁の方がいて、津波以後、初めて自分以外の人間に出会えたことにホッとすると同時に、屋上から高台を見ると、多くの人が山の上からこちらを見ており、「ああ、あの中にうちの職員もいるんだな。あそこなら大丈夫だな」と更に安堵しました。

貨物船は建物に衝突する1～2メートル手前で、引き波等で離れていき、ゆっくりと潮も引いていきました。

その晩は海上保安庁の方と一緒に行動し、庁舎に泊まりましたが、万が一、署員が来たらどうしようかと思ひ、深夜に監督署に戻り、署長室のソファで横になっていましたが、想像を絶するペースで処理をしなければならぬであろう様々な処理をどのように進めていけば良いのか等色々なことが頭をよぎって満足に寝ることはできませんでした。

震災で釜石市の大半の電気、ガス、水道、電話等のライフラインが壊滅してしまい何もすることができないと判っていながらも、それ以降も出勤しました。しかし、16日に合同庁舎の管理官庁である海上保安庁から退去を命じられ、止むなく署を離れるに至ったのです。

3月22日からは津波被害の無かった釜石公共職業安定所の一室を借用し、臨時窓口を開設しました。業務多忙な中、部屋を貸してくれた釜石所には感謝していますし、署員全員が一室に集まるというストレスを感じながら、様々な制約下にありながらもその場でできる業務にベストを尽くしてくれた署の職員にも感謝しています。

4月28日からは新日鐵釜石の健康センターのスポーツジムだったスペースを借りて、暫定的に業務を再開しましたが、3.11以降それまで、岩手労

働局、花巻署を始めとする内陸署、厚生労働省、他局や全労働等の全国の人々から、温かい援助や助力をいただき、本当に感謝しています。

震災から一年経ちますが、まだ一年なのかと思う反面、ずっと昔の記憶のような気がするのが不思議です。犠牲になられた方に心からのご冥福をお祈りしながら、一日も早い被災地の復旧、復興を願って止みません。



釜石労働基準監督署
(震災後撮影)

宮城労働局石巻労働基準監督署
次長 田村 聖

当署は、庁舎のある（私の官舎もある）直径1km程の区域を残して周囲全域が水没し、JR全線を始め外界との交通と通信が遮断した。

庁舎は避難所にはなっていなかったが、非常用電源が作動して明かりをつけることができたため、署で解放できるスペース全てを使い、周辺からの避難者の方を受け入れた（最大300名の程度の人々が当庁舎に避難された。）。

震災直後の水没地域では、折り重なった車やがれきに混じって正体不明の薬品タンク等の漂着物もあり、一面が真っ黒なヘドロで覆われて強烈な臭気が漂う中を、歩ける場所を見つけながら脱出を試みる人達が行き来していた。

へドロの中、路面の状況が分からないで歩くため、長い棒を持って足元に穴がないか探りながら歩を進めるのだが、長靴の高さでは間に合わない場所を避けるため、すれ違う人からの情報は貴重なものだった。

交通網やライフラインの遮断で、まず食料、燃料の確保が問題となった。職員が自宅に蓄えてあった非常食などを持ち寄り、当面の食料としたが限りがあり、震災後しばらくしてから僅かに営業を始めた商店も開店時間が数時間しかないため、日々の食料確保にも困難を極めた。

また、道路網や公共の交通手段が津波で流出・破壊され、加えて、ガソリン等の燃料物資も当県には輸送されない状態が続く、これについては、自家用車に職員が、乗り合わせて出勤することとした。

震災の翌週には相談件数は数件という状態であったが、2週目からは100件、3週目は200件を超え、この状態が6週間続き、徐々に落ち着きを取り戻した。相談のピークに連動するように震災3週目からは解雇や賃金に関する申告や解雇予告除外認定申請も急増し、被災者の深刻な状態が浮き彫りになった。相談者の中には、労使互いに連絡が取れないとか、存命かどうか分からないといったものもあり、また、申告事案の処理にあっては、被申告人に連絡が付かないケースや連絡が付いても交通手段が確保できず、面談する手段がない状況が続いた。当時被災地は、がれきを路肩に寄せ、車1台が通行できるスペースを確保しただけの状態や地盤沈下による冠水などでいつの間にか通行不能になる状態にある中、職員は事業場調査を行った。

県内外から多くのボランティアが集まり、この人々が、へドロやがれきの撤去作業に携わるころになると、防じんマスクの不着用、車輛系建設機械による不安行動などの情報や相談等の多く寄せら

れるようになり、速やかな対応が求められた。

当時を振り返っても、過酷な状況下での連日の業務ではあったが、他局からも多くの支援を受け、一日も早い復旧・復興への思いを強めたと確信した。

足りないものがあっても手に入る訳ではなく、最終的には、その時に居合わせたメンバーで局面に合わせた対応を行うことに尽きるものと思った。

福島労働局相馬労働基準監督署

監督・安衛課長

(当時：富岡労働基準監督署監督・安衛課長)

八巻 達弥

東電福島第一原発の原発事故で、私の所属していた富岡署は庁舎の使用が不可能となり、職員も各地に離散して一度は署としての機能を失った。現在はいわき駅前再開発ビル「Latov」に仮事務所を設けて業務を行っているが、そこに至るまでの間には実に様々な出来事があった。

震災後、署長と私は第一原発から約5kmに位置するオフサイトセンターに派遣された。原発の現状や作業員の被災状況等について情報収集を行い、得られた情報を速やかに局へ伝達することが目的であったが、センターの電話、FAXと自身の携帯電話も全て使用不能となり、連絡手段を完全に失った状況で1号機と3号機の爆発を目の当たりにすることとなった。現場は戦場のような状況であり、直接復旧作業に従事する自衛官等に対し、情報収集の目的でセンターに留まっていることがいたたまれないほどであった。その後、3月14日の夕方に局からの指示を受けセンターを退出、いわきでの避難生活が始まった。

以降、私は署長と共にいわき署の応援職員として勤務することとなり、約2か月間いわき署の機械室に宿泊して勤務を続けることとなったが、震災直後は食料の入手が極めて困難であり、食料の補給を受けられたものの、一時は署にあった来客用の砂糖を食料として利用することすら考えた。

4月に入り、正規職員全員がいわき署で勤務することが可能となり、いわき署の認定室を借りて富岡署としての業務を再開した。この時点では個人の机もなく、長机にシステム2台を置いて交替で使用し、極めて不自由な状況であったが、4月中旬には同じ合同庁舎内の会議室を借りられることとなり、いわき署から独立した仮事務所を設置することとなった。

こうして署の体制は徐々に整い始めたが、賃金不払の申告が例年ベースでの1年間の受理件数を僅か1月で超える状況となり、労使双方が管内から避難中という前代未聞の状況の下、処理方針が定まらず悩む日々が続いた。しかし、他署の協力もあって所在不明の事業主へ連絡を取る方法を確立し、各事案の解決が図れるようになり、僅かながらも今後について希望が持てる状況となった。

5月下旬になり、健康対策室が設置され、3名の応援職員（厚生労働省1名、静岡局2名）が放射線作業届の審査業務を開始した。また、原発への立入調査を実施し、作業現場の状況確認等を行い、その後、確認された問題点について文書指導を行った。

6月上旬には、局、富岡安定所と合同で富岡町の庁舎への一時帰宅を実施し、就業規則や年金ファイル等の書類を回収した。私にとって3年間付き合った富岡署の庁舎はとても懐かしく感じられた。その後、私は人事異動の凍結解除で7月1日付で相馬署へ異動となったが、富岡署の仮事務所は9月1日にいわき市駅前

の再開発ビルに移転し、今もなお仮事務所業務を行っている。

今回、私は極めて特殊な状況を体験することとなったが、周囲の支えがなければ途中で潰れていたかも知れない。署長をはじめ支えてくれた仲間達には本当に感謝している。また、今後、後輩諸君が同様の状況（あったら困るが）に遭遇した場合、一言だけアドバイスしたい。

「なるようにしかならないから、その状況の中で自分がやれることをやる、それだけだ。」と。

東京労働局労働基準部監督課
地方労働基準監察監督官
古賀 睦之

東日本大震災の発生から、1か月ほど経った平成23年4月18日。

私は被災局への応援職員の一人として、福島局いわき署に配属された。

大きな有感地震が1時間に何回も続く状況の中、いわき署の職員、そして、いわき地方合同庁舎に移転した富岡署の職員は、懸命に業務に取り組んでいた。

署の電話の呼び出し音は、次々と途切れなく鳴る。しかし、呼出音が2回以上は鳴ることは無い。鳴った電話は、誰かがすぐに対応する。特に管理職が率先して電話を取っている。

方面職員も、労災課、安衛課の職員も、来署者にすぐに対応している。来署者が扉を開けて入ってきたら、即座に誰かが声を掛け、ブースに案内する。

電話相談を含め、相談の対応はとても丁寧だ。じっくりと相手の話を聞き、それから説明を始めている。経験が少ない筈の2年目、3年目の監督官も同じだ。

職員の中には、自宅が損壊し避難所から通勤している人もいると聞いた。バス路線が不通となり自宅からの通勤が困難な人も。被災者でない職員はいないと。

私はそれこそ真剣に電話に飛びついた。飛びつかなければ、いわき署の職員に取られてしまう。電話を取り相談業務につかなければ、何しに此处に来たのか分からない。

避難所への出張労働相談で訪れた小学校の体育館には、フロア全面いっばいに布団が敷かれていた。

ここには、福島県いわき市のある地区の方々114名が避難してきている。

出発する前に署で読んだ資料には「当該地区は海岸に面した地域で、津波に襲われ壊滅。地区住民290名中110名が死亡または行方不明。」とあった。

体育館のフロアには様々な支援物資が積み、相談用の机や椅子を置くスペースも無い。

私といわき署労災課の相談員さんは、避難所のお一人お一人に声を掛けることにした。

「いわき労働基準監督署です。お仕事の関係でお困りになっていることはありませんか」。

布団の間の通路を進み、布団の上に座っている方々に腰を屈めてご挨拶をした。

最初に声を掛けた高齢のご夫婦は、顔を見合わせて首を横に振った。

労災課の相談員さんは、通路に両膝を付き、立ち膝の姿勢で更に腰を屈め、言葉を重ねる。「震災、大変でしたね。まだたくさん揺れますよね」。頷くご夫婦。相談員さんは通路に正座し、頭を下げて「ご家族の方々は大丈夫でしたか。何かお困りのことありませんか」と。

相談員さんの後ろで私も正座した。ご夫婦と視線が同じ高さになった。

ご主人が語り出した。「私らは高台の神社に逃げた。石段を登る途中で津波に巻き込まれ、波に押し上げられ神社まで流され、助かった」。ご主人は訥々と語り続ける。「近所で知り合いが6人亡くなった。みんな石段の下まで来ていた。もう少しだった。それが悔しい」。

奥さんが話し始めた。「息子が働いていた店が原発の避難範囲内となり、店が閉められ、息子はクビになってしまった。何かの補償は貰えないのでしょうか。」

相談員さんと一緒に通路に正座して、何人ものご家族からお話を伺った。

「娘が震災の日、会社で全員帰宅を命じられ、帰宅途中で津波に巻き込まれた。命は助かったが骨折し入院。労災保険に通勤災害というのがあると聞いたが適用になりますか」。

「働いていた工場が閉鎖になり社長も避難した。社長と連絡が取れなくなり、4月10日の給料日に給料が振り込まれなかった。どうしたら良いでしょうか」。

「半壊した自宅に荷物を取りに行った。途中の道に収容されていないご遺体が沢山置かれていた。辛くて怖くて慌てて転び、手首を骨折。病院代は自腹。仕方ないんですね。」

答えられる相談も、答えられない相談も。ただ、お話を聞くしかない内容の相談も。

相談員さんと二人で、被災者の方々のお話を聞き続けた。

そんな中、私が腕に巻いている「東京労働局」の腕章に気付き、「東京から来ているのですか？ ご苦勞様です。」と驚きながら励ましの声を掛けてくれた人も沢山いた。

「はい。福島も東京も、労働基準法は同じですから大丈夫ですよ。」と真顔で答えると、笑ってくださったお母さん達。

小学校や中学校の体育館に設けられた6箇所の避難所への出張相談業務に行かせていただき、多くの相談を受けさせていただいた。

ふと、相談員さんが視線を向ける。そこには学校から帰ってきたと思われる男子高校生。彼は制服を着替えると、すぐにボランティアの人達の手伝いを始めた。下校してきた小学生が、避難所の布団の脇に、赤いランドセルを置いていく。

力不足に歯嚙みしながら、少しでも、この方々のお役に立ちたいと思った。

いわき署にも相談者が多数来ており、昼休みでも次長、方面主任監督官で対応していた。

また、運送会社の7人の運転手に囲まれた若い監督官が、物怖じすることなく丁寧に相談を受けていた。その監督官はこう語ってくれた。「震災からの1か月で1年以上の勉強をさせて貰いました。『相談は、相手に寄り添う思いが何よりも大切だ』と先輩から何度も教えて貰いました」と。

いわき署の職員の懸命な姿勢に貫かれていたのは、「寄り添う思い」だった。素早く電話に出るのも、丁寧に相談を受けるのも、膝を付き同じ目線の高さになるのも、全てその現れだった。

富岡署の職員が話し掛けてくれた。「企業の本社を多く抱える東京局の皆様は伝えて欲しい。富岡署は短期間閉庁したが、場所を移して、今は通常通りに業務を行っている」と。

富岡署は、いわき地方合同庁舎の会議室に移転。職員は大変な思いをしながら電話線を、システムを繋ぎ、機材を、資

料を搬入し、業務執行態勢を整えながら、富岡署管轄の事業場に係る業務を遂行していた。富岡署管轄の人々への「寄り添う」態勢を整えていた。

教えていただいたこの思いは、私達の仕事の根底にある大切なものだと、改めて思った。

大変な状況はまだまだ続くだろうが、被災局の皆さんに心からのエールを送る。

そして、この「寄り添う思い」を大切にしながら、日々の業務に取り組んでいきたい。

<p>神奈川労働局労働基準部監督課 地方労働基準監察監督官 木暮 勤</p>
--

宮城局への派遣命令

平成23年3月11日(金)14時46分ころ、マグニチュード9、東北地方から関東地方までの広範囲にわたり未曾有の東日本大震災が発生した。多くの人々が死亡や行方不明になっただけでなく、多くの家屋の流出、断水、電気の使用制限、道路の湾曲や亀裂による交通手段の寸断など酷い惨状であり、テレビでは分からないが沿岸沿いの汚泥の腐敗による臭いは、今でも鼻を強く刺激している。

厚生労働省は、震災発生数日後、ほどなく地方局に対して「被災地域への職員派遣」の緊急通達を発出した。

私は宮城県の出身であったため、即時に「私で良ければいつでも、何処でもいきます。」と手を挙げ、4月11日(月)から4月15日(金)までの5日間神奈川局の被災地域への応援第一陣として、宮城局大河原署での労働条件確保のための緊急窓口相談対応業務として、派遣命令を受けた。

応援の打診は4月1日であったが、当時の交通は東北新幹線、東北本線がともに開通見込みが立たず、せいぜい動いていたとしてもバス1日数本程度、東北地方の大都市までのみであった。何とか数日掛けてバス乗車券を得て、4月10日バスにて福島駅まで行き、その後親戚の者に福島駅まで自家用車で所要時間2時間を要して迎えに来てもらった。

福島駅に到着したころはまた粉雪が舞い散っていた。

赴任するに当たっての私の装備は、交通の寸断、断水、寒さ等を考慮し、寝袋2体、下着類10着、水2リットルペットボトル2本、カイロ10個、乾パン4日分、作業着上下2着など、ほとんど登山スタイルであった。

緊急相談窓口での対応について

私が派遣された宮城局大河原署は正規職員6名の小規模署でそのうち監督官は署長を含めて4名であったが、私が派遣されている期間は署長を除いた3名の監督官は主として宮城県沿岸沿いに所在する仮設住宅や避難場所に直接出向き被災労働者などに対する相談業務・周知啓発等に従事していたため、私が従事しなければならない業務内容は、緊急相談窓口の対応のみならず監督関係を全般にわたる相談や申告などの対応であった。

緊急相談窓口での相談件数は1日当たり二十数回程度で、一回当たり長いもので数時間を要した事案もあった。

労働者からは「労働者自身が大震災によって自宅の家屋が損壊しているため年次有給休暇を取得申請したところ、会社から現在会社も大変なのにお前1人休んでも良いのかと返事があったこと。」とか、「1か月の期間の雇用期間を数回更新されてきた。現在震災によって休業を命じられているが今後再度改めて更新されるかが心配であること。」とか、「震

災のためにガソリンを調達ができないため、介護労働者宅を自転車で回っている。それに対する賃金が支払われない。」などであり、一方、使用者から「会社は取引先から必要な部品が調達されないため労働者を休業させる必要があるそれに対して休業手当を支払わなければならないのか。」というものがあつた。

大震災・津波によって、事業場や居住に壊滅的で甚大な被害を受け、操業できない状況が生じ、また、計画停電や部品供給制約によって、休業を余儀なくされている事業場も数多く見られ、多くの労働者が仕事に就けない状況となっている。

そのためにも、きめ細かな労働相談等を通じて個々の事情の把握を図りつつ、雇用の継続・確保を図るとともに、また、地震の直接的な被害で事業活動が停止した労働者の未払賃金の立替払について迅速に処理し、的確に対応することが必要であった。さらに、被災労働者の被災状況を鑑みメンタルをも含めて対応することも重要なことであった。

相談者からは、何度も頭を下げられ、「時間を取らせて、その上、丁寧に、理解できるように説明をいただきありがとうございました。」と言っていたのが印象的であった。

おわりに

被災者の相談を通じて感じたことは、相談者は総じて不眠、ストレス等の不調を訴えており、窓口指導に当たってはメンタルも含めて対応を求められたところであることから、このような派遣に当たっては、被災者に対するメンタルに関する教育についての事前の受講をすべきだと感じられた。

また、今回の応援は、派遣人員、派遣期間についても、数名程度、数日程度といったものであったため、今となっては何ができたのかなと自問自答しないわけ

ではないが、私自身は被災者と同じ目線に立って緊急相談窓口の対応してきたつもりであり、何らトラブルもなく無事終了できたということは初期の目的が達成された感もある。

宮城県では、宮城の意気込みである「がんばっぺー」を合い言葉に復旧から復興へと前進するのみであり今後を期待したい。宮城局大河原署付近の白石川のほとりは数十kmにわたる桜並木で、ゴールデンウィーク時期には満開となり有名な場所でもある。震災が少し落ち着いた頃、また満開の桜を見たいと思っている。

**東京労働局労働基準部労災補償課
地方労災補償監察官
島津 園江**

東日本大震災が起きて、3か月目の6月後半に2週間、宮城県石巻労働基準監督署に労災給付の応援業務として派遣されました。

応援業務に手を挙げたものの、石巻署に行く前は、遺族の方の聴取が冷静にできるだろうか、処理が手際よくできるだろうか、石巻の職員に迷惑をかけないだろうか等、いろいろな不安がありました。しかし、東京局では既に5月から職員が派遣されており、実際に行く前には、先に派遣されていた職員から私的な懇談会の時間を作ってもらい、当地でのいろいろな事情等を教えてもらえたので少し安心できました。また、局総務課でも現地の情報を入手して派遣される私たちの不安を取り除いてくれました。

派遣された期間中になんとか時間をつくり、石巻署の周辺を見学しました。5～6分歩いて降りた場所は、山のふもとから海岸まで津波の痕で何も無い状態でした。6月はガレキは片付けられていま

したが、ところどころに建物の枠だけが残っていました。また、日和山公園から見下ろした景色も津波の無惨さがまざまざと感じられる風景で、派遣された職員は皆、言葉もありませんでした。本当にこの日和山だけ残して全てを飲み込んだのだなと思いました。その景色を目に焼き付けて精一杯応援業務に励むことを決意しました。

応援の職員は東京局4名と兵庫局2名の6名でした。業務の内容は、地震や津波で亡くなった方の遺族請求の支給決定処理でした。石巻署の会議室を応援職員が遺族請求処理をするための事務室にしてくれており、そこで事務処理を行っていました。毎日、遺族請求の処理を行っていました。相談の電話や窓口対応、請求人である遺族の方からの聴取、不足書類の連絡、復命書作成と機械入力を行っていました。事務処理そのものは、初期に派遣された職員の人達が調査要領を作成し順次バージョンアップしてくれており、聴取書を作成すれば、遺族関係認定書や復命書に自動的にデータが反映されるような状態になっていました。件数の落ち着きと調査要領の高度化で業務そのものは効率的かつ迅速にできました。また、私がいた間に労災保険給付の支払のためのシステム端末やパソコンも設置され業務遂行が益々効率的に行えるようになりました。

私たち応援職員は、2週間でまた自分の職場に戻りますが、石巻署の職員の方達は地震があったその日からずっと休む間もなく働いていらっやあって、蓄積した疲労も極まっていると思うのに、私たちにも気を遣い、業務についても、皆、テキパキと行動され、方向性も即座に決定する決断力と行動力に、感服しました。

遺族の方からの聴取で、石巻署管内の地理に詳しくなりましたし、海岸に沿ってどのような事業場があるかもわかるよ

うになりました。請求人の方の中には名札を見て「東京からわざわざ応援に来てくれているんですね。ありがとうございます。」と感謝してくださる方もいて、ご自身がまだ悲しい中にながら、私たちのことを気遣ってくれることに恐縮しました。また、不足書類をお願いすると、即日提出してくれたり、場所が塞がっていて、すぐに聴取ができなかった時は快く出直してくれたり、非常な事態の中でも対応していただいて仕事もスムーズに進みました。

この応援業務に行って、大震災を肌で感じたこと、また、他局の職員の方と仕事できたことは私の生涯の財産だと思っています。応援業務に派遣されている他局の方と6人で団結して業務ができたと思います。

愛知労働局総務部総務課
会計第一係長 室谷 泰史

愛知労働局は5月8日から9月16日にかけて、東日本大震災によって大きな被害を受けた宮城労働局の仙台署、石巻署に延べ47名の職員を派遣し、労災保険業務を中心とした支援を行いました。

私は7月上旬から2週間、仙台署に勤務して、主に仕事や通勤途中で震災の犠牲となり亡くなられた遺族からの労災保険請求の審査、調査、給付決定の任務にあたりました。派遣は震災から4か月が経過していたこともあり、仙台駅周辺の都市機能は復旧し一見震災の爪痕など無いかのように見えたが、度々の余震がそうした先入観を打ち消していきました。駅前に到着するバスからは被災地向かうボランティアの人が降り立ち、滞在するホテルでは援助物資の積み込みをしている、目の前のそうした風景に、各々の支援の形は違っても皆がこの苦難を乗り越えようとする強い力を感じて、自らの襟を正した記憶が残っています。

仙台署は海岸沿にはないため比較的被害は小さかったものの、それでも庁舎のタイルが剥がれ落ち、植え込みがえぐられ、一部のトイレが使えないなど被害を受けていました。休日に仙台港まで足を延ばすと、大型船が港の外に打ち上げられ建物に突き刺るような形で放置されているのを見て津波の恐ろしさを感じることができました。積み上げられたガレキの山にはハエが群がっていて、津波被害を受けた沿岸地域とそうでない地域とは随分状況が異なるのが分かりました。土地勘のない私にとって、こうした状況の違いや地名を頭に入れることは、後々の勤務の中で役立つことになりました。

勤務に就いて一番戸惑ったのは、津波による被害地エリアがわからないことでした。発生状況を読んでもピンとこない、事業所の場所、被災した場所、自宅のある場所、そして津波が到達したエリア、点で結ぼうにも結べない、これは業務上外や通勤上外を判断する上でとても重要なことなのに事前にもっと予習しておくべきだったと…。地図を片手に確認していくうち、津波による被災場所はある程度集中していることに気付きました。揺れが収まって津波到達までの短時間に逃げまどう中で、向かう先は子供や親のいる場所であり、人はいざという時、何よりも家族を想い、自分だけ助かろうとはしないのだと、しかしそう想いながら行動した人の多くが犠牲になっている、あまりにも悲しい結末です。

私が取り扱った中に、配偶者とお子さんを亡くされたご遺族がおり、残された配偶者に聴取した際、「まだ現実を受け止められないし、家のあった名取にも戻れない、でも残された子供のために頑張っている生きていきます。私よりもっと苦しい生活を強いられている人がいるのに申し訳ない。ありがとうございます。」と話してくれました。悲しみの中にあっても常に周りを気遣い感謝する気持ちを忘

れないでいることに頭が下がる想いでした。

署では津波被害を受けた地域を中心に、一件、一件、電話するローラー作戦を展開し、一人でも多くの被災者を救済しようと取り組んでいました。従業員が亡くなっても手続の仕方がわからない人には相談コーナーを設ける、添付書類は原則請求人に用意してもらおうとしても、状況によっては本人に代わって職権で取り寄せる、裏付書類が無いものについては事業主や関係者からの聴取で確認するなど、被災者が他の被災者を気遣うように、行政も被災者の立場に立ち共に歩む心を持って接すれば必ずとやれることは見えてくるように感じました。

被災地派遣は、仕事だけでなく生きていく上で私に大きな力を与えてくれます。感謝すべきは私なのかもしれません。

**秋田労働局大曲労働基準署
労働基準監督官 佐藤永史**

秋田労働局の被災地に対する応援は、岩手労働局に対するもので、4月以降、常時十数名の職員が、基本的には1週間交替で派遣されていました。私は、岩手県出身で甚大な被害をうけた地元のために役立ちたいという気持ちで強く希望をして、23年4月10日から5月13日まで、業務支援を行いました。約1か月間、大曲署を離れることになるのですが、快く送り出していただいた署長はじめ、同僚職員の皆さんに感謝いたします。

私たち応援派遣の職員は主に岩手局と他局の応援職員とともに日々、沿岸被災地の避難所を巡り労働相談を実施しました。この時期の避難所での労働相談は地方自治体を実施するがれき撤去の説明会と併せて実施することが多かったのです

が、避難者の多くは疲労がピークに達し、避難所での不便な生活や行政機関の対応に不満を持つ方もいたため異様な雰囲気の中での実施となりました。また、本来は沿岸地域に活動拠点を構え活動することで効率が増すと考えるのですが、被害が甚大で宿泊先等が十分でないことから、内陸の盛岡を拠点に活動せざるを得ず、毎日相当の移動時間を要することとなりました。

相談会では、労働行政が行っている労災給付や未払賃金立替払制度などの各種制度を広く知ってもらう必要があることから、まずは周知活動を念頭とし併せて個別相談についても対応できるよう相談ブースを設けました。ただ、日中避難所にいる方は高齢者や子供が多く、勤労世代の被災者は被災地に赴いてがれき撤去等を行っていたことから、最も情報を伝えたい方達に直に情報を伝えることは困難な状況でした。

そこで、少しでも被災労働者のためにと地味ではありましたが避難所の掲示板に各種制度のあらましを記載したポスターを掲示するとともに、リーフレットを置かせて頂くことで、夕方がれき撤去から帰ってきた人達にも周知できるよう工夫しました。また、岩手局では、マスコミと連携を積極的に図っており、監督署やハローワークの連絡先をテレビのテロップで流すという取組を行ったことも各種制度の周知に繋がったと思います。

私は、陸前高田、大船渡、釜石、大槌、宮古、岩泉等殆どの被災地を回りましたが、最も記憶に残っているのはとある避難所で40歳代位の女性の対応をした時のことです。その女性は憔悴しきった様子で、「夫が仕事に行ったきり行方不明になっています。」とだけ小さく呟かれました。どこかで夫が生きているかもしれないと希望を持ち続ける女性に対し、未払賃金立替払の除斥期間の関係から、

その女性の夫の生存を願いつつも、夫の死亡に触れながら相談にのらなければならぬことは、これが仕事とは分かっているにもかかわらず、今回の応援では、この大震災で甚大な被害を受け、ご家族を失った被災者の方々との接し方の難しさを嫌というほど経験しました。

業務支援をとおして最も感じたことは、インフラが壊滅し地域コミュニティが分断した災害時に、情報収集や情報伝達をどう確保すべきかがいかに大切であるのかを思い知らされました。情報が錯綜する中で、それを整理共有し、意思決定を行い、そして情報発信することは決して容易なことではないと思いますが、今回の大震災の経験が無駄にせず、今後の対応の糧とするためにも、この1年で厚生労働省、局、署所が行った活動内容について、記録をして今後の対策に活用して頂ければと思います。

《資料編》

資料No. 1 東日本大震災の被害状況

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置

災害種別 都道府県	人的被害					建物被害								道	橋	山	堤	鉄	
	死 者 人	行 方 不 明 人	負傷者			全 壊 戸	半 壊 戸	流 失 戸	全 焼 戸	半 焼 戸	床 上 浸 水 戸	床 下 浸 水 戸	一 部 破 損 戸	非 住 家 被 害 戸	路 損 壊 箇 所	梁 被 害 箇 所	崖 崩 れ 箇 所	防 決 壊 箇 所	軌 道 箇 所
			重 傷 人	軽 傷 人	合 計 人														
北海道	1			3	3		4				329	545	7	469					
東北	青森	3	1	16	45	61	311	852					832	1194	2				
	岩手	4671	1237			198	20189	4680		15	1761	323	8121	4752	30	4	6		
	宮城	9512	1634			4133	84749	147165		135	15403	12842	221895	34124	390	29	51	45	26
	秋田			4	8	12							3	3	9				
	山形	2		8	21	29	37	80							21		29		
	福島	1605	214	20	162	182	20335	66061		77	3	1054	339	151436	1116	187	3	9	
東京	7		14	76	90		11		3				257	20	13		3		
関東	茨城	24	1	33	676	709	2723	24046		31	1725	719	180433	14555	307	41			
	栃木	4		7	127	134	265	2079					69992	295	257		40	2	
	群馬	1		13	25	38		7					17246		36		9		
	埼玉			6	36	42	24	194		1	1		1	1800	33	160			
	千葉	20	2	25	226	251	798	9861		15	154	722	44162	660	2343		55	1	
	神奈川	4		17	115	132		38					407	13	162	1	3		
	新潟				3	3							17	9					
	山梨				2	2							4						
	長野				1	1													
中部	岐阜														1				
	三重				1	1					2			9					
四国	徳島										2	9							
	高知				1	1					2	8							
合計	15854	3089			6025	129431	255078		281	20432	15513	696625	57261	3918	78	205	45	29	

(資料出典：警察庁ホームページ)

資料No. 2 東日本大震災の復旧・復興に関連する労働災害

(平成24年3月7日現在)

	墜落、転落	転倒	激突	飛来、落下	崩壊、倒壊	激突され	はさまれ、巻き込まれ	切れ、こすれ	その他	総計
製造業	10 (1)	2 (0)	1 (0)	5 (1)	0 (0)	3 (0)	7 (0)	0 (0)	6 (0)	34 (2)
建設業	178 (11)	20 (0)	19 (0)	40 (2)	15 (1)	22 (2)	39 (2)	26 (1)	23 (4)	382 (23)
土木工事業	12 (0)	9 (0)	4 (0)	10 (0)	4 (0)	6 (0)	15 (2)	5 (0)	5 (0)	70 (2)
建築工事業	145 (8)	6 (0)	10 (0)	24 (2)	5 (0)	14 (2)	21 (0)	20 (1)	12 (2)	257 (15)
その他の建設業	21 (3)	5 (0)	5 (0)	6 (0)	5 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	6 (2)	54 (5)
陸上貨物運送事業	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	10 (0)
商業	5 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	6 (0)	19 (1)
その他	8 (0)	6 (0)	1 (0)	6 (0)	2 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	4 (2)	33 (2)
合計	205 (12)	29 (0)	21 (0)	55 (3)	18 (2)	29 (2)	51 (2)	28 (1)	42 (6)	478 (28)

資料出所：死亡災害報告及び労働者死傷病報告（休業4日以上）
平成23年3月11日～12月31日までに発生したもの。

() 内は死亡者数である。

資料No. 3 東電福島第一原発での緊急作業の各種安全衛生関係指標

(平成24年3月1日更新)

1 労働者数

	(人)	前月比	うち緊急作業従事者(注)	時点
作業従事総実労働者数	20,115	+587	19,528	1月31日時点 (2月29日入手)
うち東京電力	3,340	+37	3,303	
うち協力会社	16,775	+550	16,225	

(注)12月末までの入場者数。今後、データベースを精査して、対象者を特定していく。

2 事業者数(各月末日時点)

	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
元請	27	25	26	28	29	28	14
下請	485	377	535	535	517	566	202
合計	512	402	561	563	546	594	216

(※) 当日に福島第一原発構内に入場していない事業者は含まない(7月31日は日曜日、12月31日は年末休暇の元請が多い)。

(※) これまでに緊急作業に従事した元請は35社、下請の次数は最大で6次まで。

(※) 元請管理状況報告まとめ(1月31日までに報告があったもの)による。

3 被ばく線量の測定関係

(1) 過去3ヶ月の外部被ばく線量分布(各月別の全入域者数)

区分(mSv)	H23年11月			H23年12月			H24年1月		
	東電社員	協力会社	計	東電社員	協力会社	計	東電社員	協力会社	計
250超	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超~250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超~200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超~150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超~100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超~50	0	3	3	3	1	4	0	0	0
10超~20	10	76	86	13	56	69	12	62	74
10以下	1,144	4,981	6,125	1,154	4,951	6,105	887	4,536	5,423
計	1,154	5,060	6,214	1,170	5,008	6,178	899	4,598	5,497
最大(mSv)	13.40	20.39	20.39	23.20	21.51	23.20	16.17	18.98	18.98
平均(mSv)	1.09	1.41	1.35	1.09	1.31	1.26	1.07	1.28	1.25

(※)平成24年1月中に作業に従事した者は5,497人。

(※)電子式線量計(APD)の値を積算型線量計(ガラスバッジ)の値に置き換える等により変動することがある。

(2) 外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値の分布

区分(mSv)	H23.3~H23.12月累積線量			H23.3~H24.1月累積線量			増減		
	東電社員	協力会社	計	東電社員	協力会社	計	東電社員	協力会社	計
250超	6	0	6	6	0	6	0	0	0
200超~250	1	2	3	1	2	3	0	0	0
150超~200	22	2	24	22	2	24	0	0	0
100超~150	117	17	134	117	17	134	0	0	0
50超~100	401	339	740	409	347	756	8	8	16
20超~50	646	1,957	2,603	646	2,078	2,724	0	121	121
10超~20	497	2,578	3,075	494	2,667	3,161	-3	89	86
10以下	1,613	11,330	12,943	1,645	11,662	13,307	32	332	364
計	3,303	16,225	19,528	3,340	16,775	20,115	37	550	587
最大(mSv)	678.80	238.42	678.80	678.80	238.42	678.80	-	-	-
平均(mSv)	24.71	9.29	11.90	23.53	9.06	11.55	-	-	-

(※)1月中の新規入場者数は587人。

(※)電子式線量計(APD)の値を積算型線量計(ガラスバッジ)の値に置き換える等により変動することがある。

(3) 特定高線量作業従事者(注)の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値

区分(mSv)	H23年12月			H24年1月			H23.3~H24.1月累積線量		
	東電社員	協力会社	計	東電社員	協力会社	計	東電社員	協力会社	計
250超	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超~250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超~200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超~150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超~100	0	0	0	0	0	0	205	0	205
20超~50	2	0	2	0	0	0	265	0	265
10超~20	6	0	6	11	0	11	22	0	22
10以下	59	0	59	441	0	441	60	0	60
計	67	0	67	452	0	452	452	0	452
最大(mSv)	20.78	0.00	20.78	16.17	0.00	16.17	95.39	0.00	95.39
平均(mSv)	3.97	0.00	3.97	1.79	0.00	1.79	45.87	0.00	45.87

(注) 特定高線量作業とは、原子炉施設棟の周辺区域で、毎時0.1mSvを超える場所における原子炉の冷却機能の維持等の業務に従事する者(緊急(特定高線量)作業従事期間中に100mSvの被ばく限度適用)。1月末時点では東電社員のみ特定高線量作業に従事。

(※) 1月は特定高線量作業従事者のうち、57名は作業せず。

(4) 経過措置適用者(※)の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値

区分(mSv)	H23年12月			H24年1月			H23.3~H24.1月累積線量		
	東電社員	協力会社	計	東電社員	協力会社	計	東電社員	協力会社	計
250超	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超~250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超~200	0	0	0	0	0	0	8	0	8
100超~150	0	0	0	0	0	0	37	0	37
100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超~50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超~20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10以下	45	0	45	45	0	45	0	0	0
計	45	0	45	45	0	45	45	0	45
最大(mSv)	1.43	0	1.43	1.73	0	1.73	197.95	0	197.95
平均(mSv)	0.17	0	0.17	0.28	0	0.28	127.56	0	127.56

(注) 経過措置適用者とは、平成23年12月16日の被ばく限度250mSvの特例省令廃止後も、経過措置として、平成24年4月30日までの間、250mSvの被ばく限度が適用される者。東電社員のみ対象。

(※) 1月は経過措置対象者のうち、13名は作業せず。

4 健康管理関係(ステップ2完了に伴い、報告終了)

(1) 電離放射線健康診断実施状況(新たに作業に従事する者)

実施月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
対象者数	-	-	-	1,914	1,985	1,020	943	861	1,119	770
受診者数	-	-	-	1,713	1,944	1,020	943	847	1,114	769
実施率(%)	-	-	-	89.5	97.9	100	100	98.4	99.6	99.9

(※)再入場者が一部含まれている。

(※)元請管理状況報告のとりまとめ(1月31日までに報告があったもの)による。

(2) 臨時健康診断の実施状況: 福島労働局長指示

実施月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
対象者数	32	834	1,745	3,117	3,374	4,707	4,291	4,210	3,908	3,729
受診者数	10	525	1,174	2,190	2,064	3,816	3,627	3,974	3,567	3,460
実施率(%)	31.3	62.9	67.3	70.3	61.2	81.1	84.5	94.4	91.3	92.8

5 放射線作業届

	東電		協力会社		合計		備考
	うち特定高線量作業		うち特定高線量作業		うち特定高線量作業		
受付件数	123	28	161	0	284	28	2月27日 時点
受理件数	117	26	148	0	265	26	

(※)平成23年12月22日より新受付簿に変更。